

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年5月15日
【発行者名】	日興アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 村上 雅彦
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【事務連絡者氏名】	小濱 公哉
【電話番号】	03-6447-6147
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	日興ストラテジック・アロケーション・ファンド（代替 資産）
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	継続募集額 上限5兆円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】**(1) 【ファンドの名称】**

日興ストラテジック・アロケーション・ファンド(代替資産)(以下「ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益証券です。(以下「受益権」といいます。)
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

5兆円を上限とします。

(4) 【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5) 【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

- ・本書提出日現在、販売会社における申込手数料はありません。

(6) 【申込単位】

販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

平成25年5月16日から平成26年5月15日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(9) 【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額(設定総額)は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

日本を含む世界の不動産および、海外の資源や食料などに関わる資産に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長をめざします。

ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合

目論見書または投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含む日本)		
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ()
	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア オセアニア		
	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
不動産投信	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東) エマージング		
その他資産 (投資信託証券(資産複合 資産配分固定型(債券、不動産投信)))				
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

その他資産（投資信託証券（資産複合 資産配分固定型（債券、不動産投信）））
当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券および不動産投信に投資を行いません。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「資産複合」に分類されます。「資産配分固定型」とは、目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

年2回

目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（含む日本）

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの特色

1. 日本を含む世界の不動産および、海外の資源や食料などに関わる資産に投資を行ないます。

不動産および資源や食料などに関わる資産に投資を行なうことで、株式や債券とは異なり、インフレにも強い投資成果が期待できます。

外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行ないません。

2. 資産配分は、日興グローバルラップ株式会社(日興GW)の助言を受け決定します。

日興GWは、投資対象とする「国内REIT」、「海外REIT」、「海外コモディティ」への資産配分比率について、助言を行ないます。日興アセットマネジメント株式会社は、その助言をもとに、運用を行ないます。

・各資産への投資は、各資産を主要投資対象とする投資信託証券(マザーファンド)を通じて行ないます。

※投資対象とする投資信託証券については、収益機会の追求やリスクの分散などを目的として適宜見直しを行ないます。この際、定性評価や定量評価などを勘案のうえ、あらたに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。

投資資産	投資対象とする投資信託証券	資産配分
国内REIT	「日本リートインデックスJ-REITマザーファンド」 主として、東京証券取引所に上場する不動産投資信託証券に投資を行ない、東証REIT指数(配当込み)の動きに連動した投資成果をめざします。	47%
海外REIT	「海外リートインデックス(ヘッジなし)マザーファンド」 主として、日本を除く世界各国の金融商品取引所に上場する不動産投資信託証券に投資を行ない、S&P先進国REIT指数(除く日本、ヘッジなし円ベース)の動きに連動した投資成果をめざします。	24%
海外コモディティ	「海外コモディティインデックス(ヘッジなし)マザーファンド」 主として、DJ-UBSコモディティ・インデックスの騰落率に償還価額などが連動する債券などの、内外のコモディティ連動証券に投資し、DJ-UBSコモディティ・インデックス(ヘッジなし円ベース)の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。	29%

*東証REIT指数(配当込み)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所に帰属します。

*S&P先進国REIT指数(除く日本)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はスタンダード&プアーズファイナンシャル サービス エル エル シー(S&P社)に帰属します。

*「Dow Jones-UBS Commodity IndexSM」および「DJ-UBS商品指数SM」は、CME Group Index Services LLC(以下「CME指数」といいます。)の許諾商標であるDow Jones指数とUBS Securities LLC(以下「UBS」といいます。)の共同商品であり、使用ライセンスが供与されています。「Dow JonesSM」、「DJ」、「Dow Jones指数」、「UBS」、「Dow Jones-UBS Commodity IndexSM」および「DJ-UBS商品指数SM」は、Dow Jones Trademark Holdings, LLC(以下「ダウ ジョーンズ」といいます。)あるいはUBS AGのサービスマークであり、日興アセットマネジメント株式会社による一定の目的のために使用が許諾されています。当商品は、ダウジョーンズ、UBS、CME指数またはこれら各々の子会社もしくは関係会社により支援、発注、販売または宣伝されていません。ダウジョーンズ、UBS、CME指数またはこれら各々の関係会社のいずれも、受益者または公衆に対し、当商品への投資の適否について明示的にも暗示的にも、いかなる表明または保証も行っておりません。

※資産配分は、2013年4月1日現在の目標とする値であり将来変更になる場合があります。

※実際の資産配分比率は、時価の変動の影響などにより、必ずしも上記数値とは一致しません。

●市況動向および資金動向などにより上記のような運用ができない場合があります。

日興グローバルラップ株式会社(日興GW)とは

◆日興GWは、運用アドバイザーの評価・選定や資産配分の策定など、資産運用サービスをご提供するコンサルティングカンパニーです。前身の「株式会社グローバル・ラップ・コンサルティング・グループ」は1998年2月設立。1990年代に米国で急拡大した「投資信託ラップ」を日本で初めて導入しました。

〈ファンドの仕組み〉

※当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行いません。



主な投資制限

- ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

分配方針

- ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

信託金限度額

- ・5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

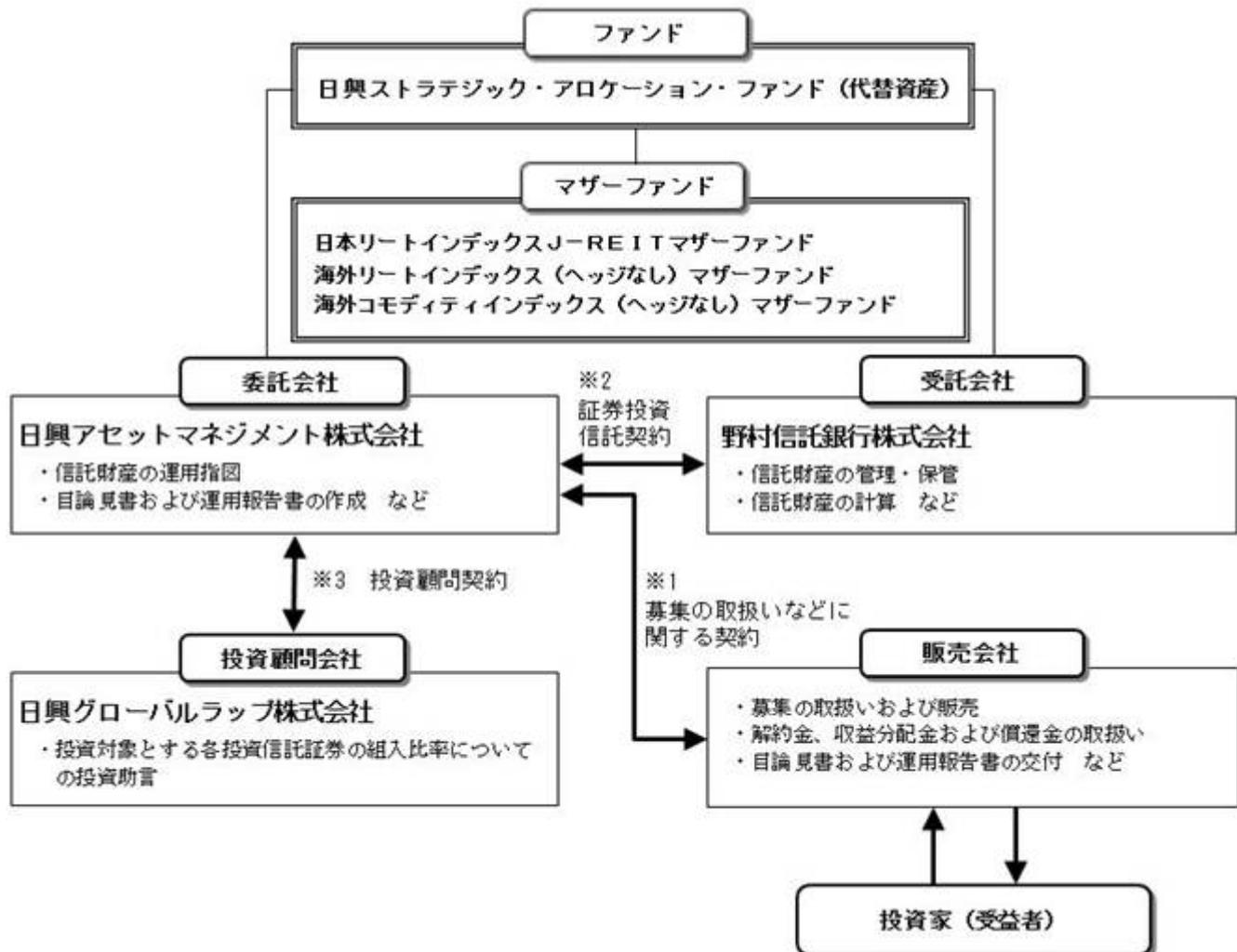
(2) 【ファンドの沿革】

平成19年10月31日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したものを、販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものを、運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
- 3 投資顧問会社から株式、債券などの有価証券に対する投資判断についての助言（有価証券の種類、銘柄、数量、売買時期の判断など）を受けるルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したものを、投資助言を受ける対象資産、助言の内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

委託会社の概況（平成25年2月末現在）

1) 資本金

17,363百万円

2) 沿革

昭和34年：日興証券投資信託委託株式会社として設立

平成11年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

3) 大株主の状況

名称	住所	所有株数	所有比率
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	179,869,100株	91.29%
DBS Bank Ltd.	6 Shenton Way, #46-00, DBS Building Tower One, Singapore 068809	14,283,400株	7.24%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ・主として、代替資産を投資対象とする別に定める投資信託証券の一部またはすべてに投資を行ない、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
- ・投資信託証券の合計組入比率は、高位を保つことを原則とします。各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性やリスクなどを勘案して決定します。なお、資金動向などによっては、各投資信託証券への投資比率を引き下げることがあります。
- ・別に定める投資信託証券については、収益機会の追求やリスクの分散などを目的として適宜見直しを行ないます。この際、定性評価や定量評価などを勘案のうえ、あらたに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

<日興ストラテジック・アロケーション・ファンド（代替資産）>

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) 金銭債権
- 3) 約束手形
- 4) 為替手形

主として別に定めるマザーファンド受益証券および別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- 1) 短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
- 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)の証券の性質を有するもの
- 3) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

次の取引ができます。

- 1) 外国為替予約取引
- 2) 資金の借入

<日本リートインデックスJ-REITマザーファンド>

わが国の金融商品取引所に上場する不動産投資信託証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) 金銭債権
- 3) 約束手形

4) 為替手形

主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- 1) 短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
- 2) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 3) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）のうち投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）に類する証券以外のもの
- 4) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

< 海外リートインデックス（ヘッジなし）マザーファンド >

日本を除く世界各国の金融商品取引所に上場する不動産投資信託証券を主要投資対象とします。投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) 金銭債権
- 3) 約束手形
- 4) 為替手形

主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- 1) 短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
- 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)の証券の性質を有するもの
- 3) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 4) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）のうち投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）に類する証券以外のもの
- 5) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

次の取引ができます。

- 1) 外国為替予約取引

< 海外コモディティインデックス（ヘッジなし）マザーファンド >

内外のコモディティ連動証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券（株券、出資証券ならびにこれらと同等の性質を有する証券等を除きます。）
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第15条、第16条および第17条に定めるものに限り、）
- 3) 金銭債権
- 4) 約束手形
- 5) 為替手形

主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- 1) 国債証券
- 2) 地方債証券

- 3) 特別の法律により法人の発行する債券
- 4) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）に限ります。）
- 5) 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 6) コマーシャル・ペーパー
- 7) 外国または外国の者の発行する証券で、1)～6)の証券の性質を有するもの
- 8) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）で投資法人債券に類する証券
- 9) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 10) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 11) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 12) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 13) 外国の者に対する権利で12)の有価証券の性質を有するもの
次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
 - 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
 - 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの次の取引ができます。
 - 1) 先物取引等
 - 2) スワップ取引
 - 3) 金利先渡取引
 - 4) 為替先渡取引
 - 5) 有価証券の貸付
 - 6) 公社債の空売
 - 7) 公社債の借入
 - 8) 外国為替予約取引

投資対象とするマザーファンドの概要

<日本リートインデックスJ - R E I Tマザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	わが国の金融商品取引所に上場する不動産投信（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投信等をいいます。）の投資信託証券（以下「不動産投資信託証券」といいます。）に投資を行ない、東証R E I T指数（配当込み） [*] の動きに連動する投資成果を目標として運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の金融商品取引所に上場する不動産投資信託証券を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> 主として、東京証券取引所に上場する不動産投資信託証券に投資を行ない、東証R E I T指数（配当込み）の動きに連動した投資成果をめざします。 不動産投資信託証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。 ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> 投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。 有価証券先物取引等の派生商品取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。 同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。ただし、東証R E I T指数（配当込み）における時価の構成割合が30%を超える不動産投資信託証券がある場合には、当該不動産投資信託証券への投資を東証R E I T指数（配当込み）における構成割合の範囲内で行なうことができるものとします。 外貨建資産への投資は行ないません。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.3%（1口当たり）
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
信託期間	無期限（平成17年6月30日設定）
決算日	毎年6月15日（休業日の場合は翌営業日）

*東証R E I T指数（配当込み）は、株式会社東京証券取引所が発表している、東京証券取引所に上場しているJ - R E I T全銘柄に投資した場合の投資成果（市場における価格の変動と配当金の受取りを合わせた投資成果）を表す指数です。東京証券取引所に上場しているJ - R E I T全銘柄の時価総額加重平均を2003年3月31日を1,000として指数化したものです。

同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所に帰属します。また、株式会社東京証券取引所は同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

< 海外リートインデックス（ヘッジなし）マザーファンド >

運用の基本方針	
基本方針	世界各国の金融商品取引所に上場する不動産投信（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投信等をいいます。）の投資信託証券（以下「不動産投資信託証券」といいます。）に投資を行ない、S & P先進国REIT指数（除く日本、ヘッジなし・円ベース） [*] の動きに連動する投資成果を目標として運用を行ないます。
主な投資対象	日本を除く世界各国の金融商品取引所に上場する不動産投資信託証券を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> 主として、日本を除く世界各国の金融商品取引所に上場する不動産投資信託証券に投資を行ない、S & P先進国REIT指数（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の動きに連動した投資成果をめざします。 不動産投資信託証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。 外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジは行ないません。 ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> 投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。 有価証券先物取引等の派生商品取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。 同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。ただし、S & P先進国REIT指数（除く日本、ヘッジなし・円ベース）における時価の構成割合が30%を超える不動産投資信託証券がある場合には、当該不動産投資信託証券への投資をS & P先進国REIT指数（除く日本、ヘッジなし・円ベース）における構成割合の範囲内で行なうことができるものとします。 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.3%（1口当たり）
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など、 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
信託期間	無期限（平成17年6月30日設定）
決算日	毎年6月15日（休業日の場合は翌営業日）

^{*} S & P先進国REIT指数（除く日本）は、スタンダード&プアーズ ファイナンシャル サービスズ エル エル シー（S & P社）が発表している、日本を除く世界の主要国の不動産投信市場の合成パフォーマンスを表す指数です。（ヘッジなし・円ベース）とは、現地通貨ベースの指数をヘッジを行わずに円換算したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はS & P社に帰属します。また、S & P社は同指数の内容を変え、る権利および公表を停止する権利を有しています。

< 海外コモディティインデックス（ヘッジなし）マザーファンド >

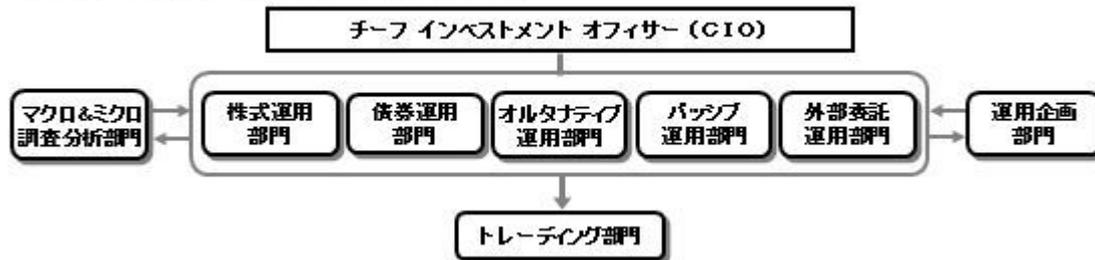
運用の基本方針	
基本方針	内外のコモディティ連動証券に投資を行ない、DJ - UBSコモディティ・インデックス（ヘッジなし・円ベース） [*] の動きに連動する投資成果を目標として運用を行ないます。
主な投資対象	内外のコモディティ連動証券を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> 主として、DJ - UBSコモディティ・インデックスの騰落率に償還価額などが連動する債券などの、内外のコモディティ連動証券に投資し、DJ - UBSコモディティ・インデックス（ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。 運用の効率化をはかるため、債券先物取引や外国為替予約取引などを活用することがあります。このため、債券の組入総額と債券先物取引などの買建玉の時価総額の合計額および外貨建資産の組入総額と外国為替予約取引などの買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。 外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジは行ないません。 ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資は行ないません。 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.2%（1口当たり）
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
信託期間	無期限（平成18年10月31日設定）
決算日	毎年6月15日（休業日の場合は翌営業日）

* 「Dow Jones-UBS Commodity IndexSM」および「DJ-UBS商品指数SM」は、CME Group Index Services LLC（以下「CME指数」といいます。）の許諾商標であるDow Jones指数とUBS Securities LLC（以下「UBS」といいます。）の共同商品であり、使用ライセンスが供与されています。「Dow Jones[?]」、「DJ」、「Dow Jones指数」、「UBS」、「Dow Jones-UBS Commodity IndexSM」および「DJ-UBS商品指数SM」は、Dow Jones Trademark Holdings, LLC（以下「ダウジョーンズ」といいます。）あるいはUBS AGのサービスマークであり、日興アセットマネジメント株式会社による一定の目的のために使用が許諾されています。当商品は、ダウジョーンズ、UBS、CME指数またはこれら各々の子会社もしくは関係会社により支援、是認、販売または宣伝されていません。ダウジョーンズ、UBS、CME指数またはこれらの関係会社のいずれも、受益者または公衆に対し、当商品への投資の適否について明示的にも暗示的にも、いかなる表明または保証も行っておりません。

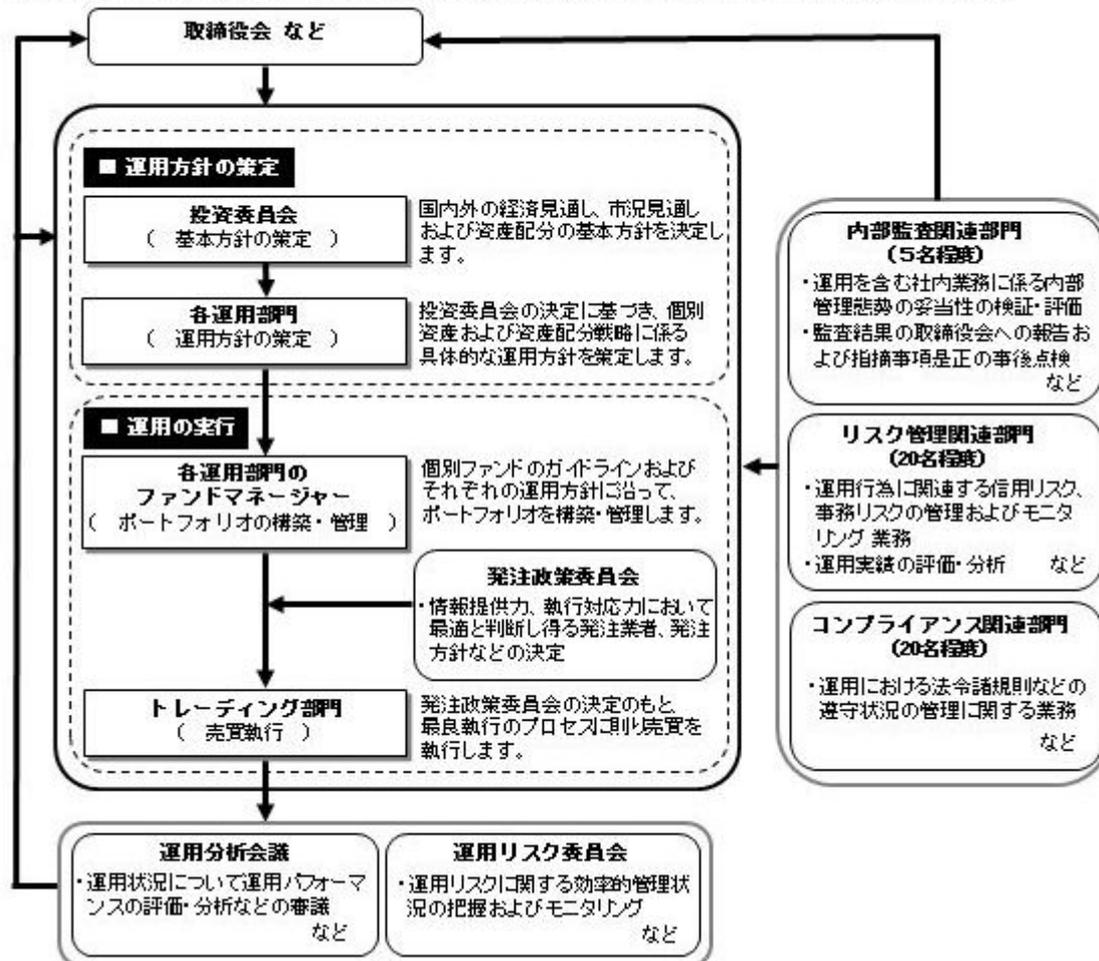
(3) 【運用体制】

<日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）における運用体制>

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照会、月次の勘定残高照会などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

「投資顧問会社」については、投資顧問会社の管理体制およびリスク管理状況のモニタリングをリスク管理業務担当部門にて行なっています。また、外部委託運用部門では外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかのモニタリングを行なっています。

上記体制は平成25年2月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

- 1) 分配対象額の範囲
経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。
- 2) 分配対象額についての分配方針
分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- 3) 留保益の運用方針
収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

収益分配金の支払い

< 分配金再投資コース >

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

< 分配金受取りコース >

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

(5) 【投資制限】

約款に定める投資制限

< 日興ストラテジック・アロケーション・ファンド（代替資産） >

- 1) 投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- 2) 有価証券先物取引等の派生商品取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。
- 3) 投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。
- 4) 同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の50%以下とします。ただし、不動産投信（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投信等をいいます。）の投資信託証券については、同一銘柄への実質投資割合を、信託財産の純資産総額の30%以下とします。なお、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されること（投資信託委託会社または販売会社による自己設定が行なわれる場合も含みます。）が定められている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を設けません。
- 5) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 6) 信託財産に属する外貨建資産の時価総額と投資信託証券またはマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- 7) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。
 - イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 - ハ) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内
- 二) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ホ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

< 日本リートインデックスJ - REITマザーファンド >

- 1) 投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信

- 託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- 2) 有価証券先物取引等の派生商品取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。
 - 3) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
 - 4) 同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。ただし、東証REIT指数（配当込み）における時価の構成割合が30%を超える不動産投資信託証券がある場合には、当該不動産投資信託証券への投資を東証REIT指数（配当込み）における構成割合の範囲内で行なうことができます。
 - 5) 外貨建資産への投資は行ないません。
- < 海外リートインデックス（ヘッジなし）マザーファンド >
- 1) 投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
 - 2) 有価証券先物取引等の派生商品取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。
 - 3) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
 - 4) 同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。ただし、S & P先進国REIT指数（除く日本、ヘッジなし・円ベース）における時価の構成割合が30%を超える不動産投資信託証券がある場合には、当該不動産投資信託証券への投資をS & P先進国REIT指数（除く日本、ヘッジなし・円ベース）における構成割合の範囲内で行なうことができます。
 - 5) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- < 海外コモディティインデックス（ヘッジなし）マザーファンド >
- 1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資は行ないません。
 - 2) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
 - 3) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
 - 4) わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
 - 5) わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
 - 6) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - 7) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - 8) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債の貸付の指図をすることができます。公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
 - 9) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - 10) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - 11) 信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予

約取引の指図については、この限りではありません。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様へ帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・当ファンドは、主に不動産投信およびコモディティ連動証券を実質的な投資対象としますので、不動産投信およびコモディティ連動証券の価格の下落や、不動産投信の発行体の財務状況や業績の悪化、不動産、商品（コモディティ）の市況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- ・一般に不動産投信は、不動産や不動産証券化商品に投資して得られる収入や売却益などを収益源としており、不動産を取り巻く環境や規制、賃料水準、稼働率、不動産市況や長短の金利動向、マクロ経済の変化など様々な要因により価格が変動します。また、不動産の老朽化や立地条件の変化、火災、自然災害などに伴う不動産の滅失・毀損などにより、その価格に影響を受ける可能性もあります。不動産投信の財務状況、業績や市況環境が悪化する場合、不動産投信の分配金や価格は下がり、ファンドに損失が生じるリスクがあります。
- ・一般にコモディティ連動証券の価格は、投資対象となる商品および当該商品が関係する市況や市況の変化などの要因により価格が変動するリスクがあります。上記事項に関する変動があった場合、ファンドに損失が生じるリスクがあります。

流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

- ・不動産投信が支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れや廃止となる場合も不動産投信の価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・有価証券などの発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合または予想される場合、有価証券などの価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

<その他の留意事項>

- ・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

- ・投資対象とする投資信託証券に関する事項

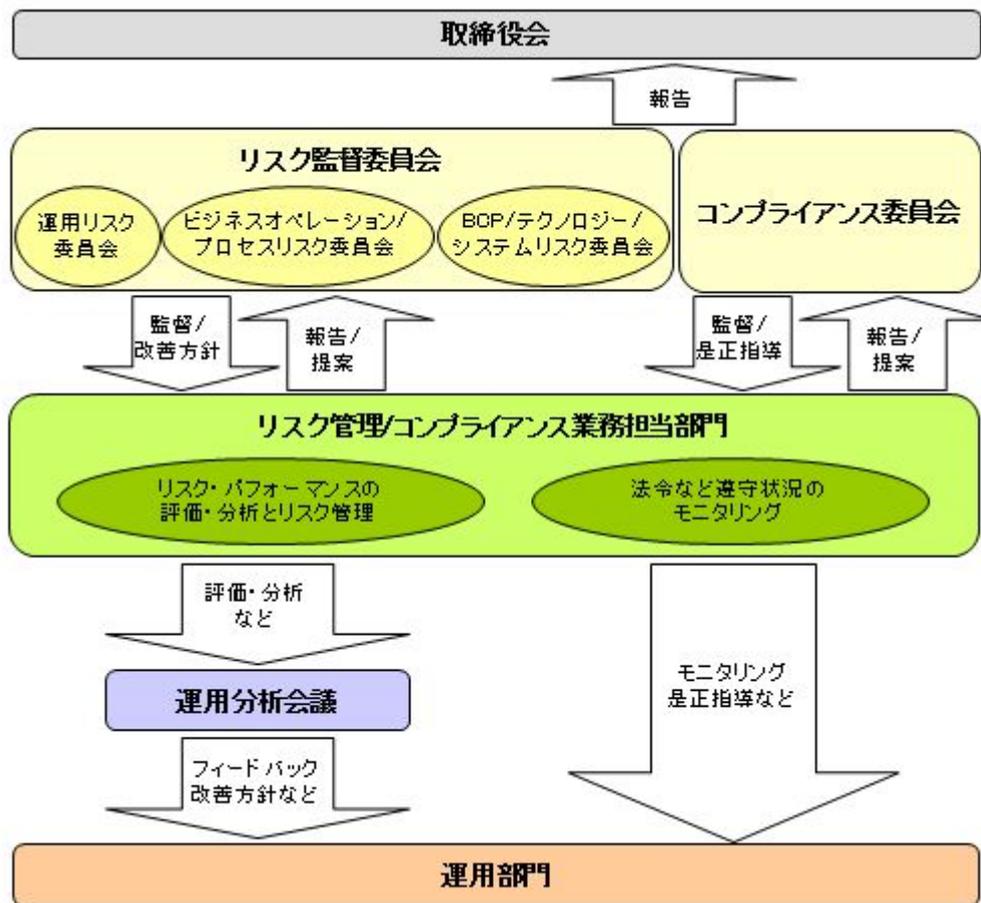
諸事情により、投資対象とする投資信託証券（マザーファンドが投資対象とする投資信託証券を含みます。）にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファンドの取得・換金ができなく

なることもあります。

- ・ 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項
一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。
- ・ 基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項
ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。
- ・ 運用制限や規制上の制限に関する事項
関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。
- ・ 法令・税制・会計方針などの変更に関する事項
ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

(2) リスク管理体制

< 日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）におけるリスク管理体制 >



全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況およびリスク管理状況については、リスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。本委員会およびその部門別委員会においては、各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重大なリスクの洗い出し、より予防的なリスクの軽減に繋がる施策、管理手法の構築などに努めております。

リスク・パフォーマンスの評価・分析とリスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク運営状況のモニタリングを行ないます。運用パフォーマンスおよびリスクに係る評価と分析の結果については運用分析会議に報告し、リスク管理状況についてはリスク監督委員会あるいはその部門別委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス関連部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

上記体制は平成25年2月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・本書提出日現在、販売会社における申込手数料はありません。
- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- ・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができます場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.25%の率を乗じて得た額（1口当たり）が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

(3)【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.798%（税抜0.76%）の率を乗じて得た額とします。

この他に、投資対象とする「日本リートインデックス」-REITマザーファンド」および「海外リートインデックス（ヘッジなし）マザーファンド」の主要投資対象である不動産投信には運用などに係る費用がかかりますが、投資する不動産投信の銘柄は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することができません。

信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率（年率）			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.7980%	0.3990%	0.3465%	0.0525%
(0.76%)	(0.38%)	(0.33%)	(0.05%)

括弧内は税抜です。

投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支払います。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4)【その他の手数料等】

以下の諸費用およびそれに付随する消費税等相当額について、委託会社は、その支払いをファンドのために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。また、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、見積額に基づいて見積率を算出し、かかる見積率を信託財産の純資産総額に乗じて得た額をかかる諸費用の合計額とみなして、信託財産から支弁を受けることができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模などを考慮して、信託の設定時または期中に、かかる諸費用の見積率を見直し、年率0.1%を上限として、これを変更することができます。これら諸費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上し、委託会社が定めた時期に、信託財産から支払います。

振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用。

有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用。

目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。

信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。

運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。

ファンドの受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用。

格付の取得に要する費用。

ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用。

信託財産に関する以下の費用・報酬およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担と

し、信託財産から支払います。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

投資対象とするマザーファンドにおいて有価証券の貸付を行なった場合に限り、その対価としての品貸料（マザーファンド（当該マザーファンドの約款において、品貸料の一部を、同マザーファンドに投資を行なっている証券投資信託の報酬として收受する規定のあるもの）に限り、）における品貸料については、他の証券投資信託が同一のマザーファンドに投資を行なっている場合は、マザーファンドの純資産総額における当該各証券投資信託の時価総額に応じて、毎日按分するものとします。）に0.525（税抜0.5）を乗じて得た貸付有価証券関連報酬。委託会社と受託会社の配分は4：1とし、信託報酬と同時期に支払います。

<投資対象とするマザーファンドに係る費用>

- ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・信託財産に関する租税 など

* 売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

- ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。
- ・なお、上記の10.147%の税率は、平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率となる予定です。

2) 解約金および償還金に対する課税

- ・解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率による申告分離課税の対象となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。
* 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益
- ・なお、上記の10.147%の税率は、平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率となる予定です。

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）および普通分配金（申告分離課税を選択したものに限り、）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

- ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、7.147%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。
- ・なお、上記の7.147%の税率は、平成26年1月1日以降は15.315%（所得税のみ）の税率となる予定です。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

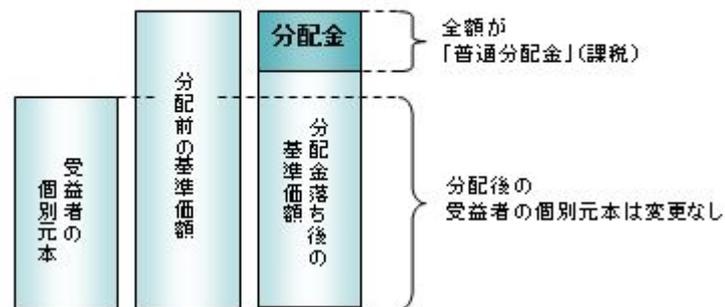
個別元本

- 1) 各受益者の買付時の基準価額(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が個別元本になります。
 - 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
- 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

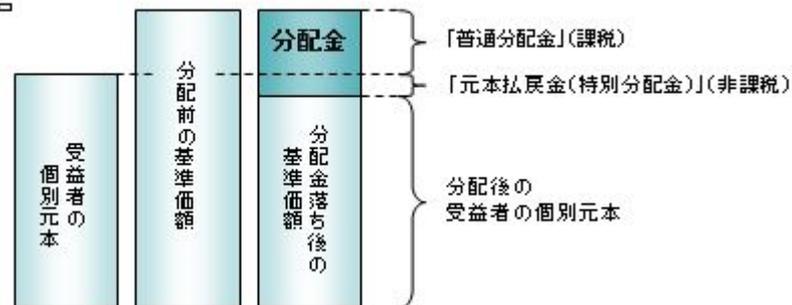
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
- ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



上記は平成25年5月15日現在のものであり、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下の運用状況は2013年2月28日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	80,409,920	99.20
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	-	649,015	0.80
合計(純資産総額)		81,058,935	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率(%)
日本	親投資信託 受益証券	日本リートインデックスJ-REITマザーファンド	32,338,357	1.1274	36,458,264	1.2176	39,375,183	48.58
日本	親投資信託 受益証券	海外リートインデックス(ヘッジなし)マザーファンド	17,605,023	1.2081	21,268,629	1.1977	21,085,536	26.01
日本	親投資信託 受益証券	海外コモディティインデックス(ヘッジなし)マザーファンド	30,466,099	0.6729	20,502,093	0.6548	19,949,201	24.61

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.20
合計	99.20

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】
【純資産の推移】

期別		純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末	2008年 2月15日	45	46	0.8800	0.8820
第2計算期間末	2008年 8月15日	104	105	0.8283	0.8343
第3計算期間末	2009年 2月16日	57	57	0.3913	0.3953
第4計算期間末	2009年 8月17日	28	29	0.5085	0.5145
第5計算期間末	2010年 2月15日	27	27	0.4943	0.5003
第6計算期間末	2010年 8月16日	62	62	0.4999	0.5059
第7計算期間末	2011年 2月15日	72	73	0.5890	0.5950
第8計算期間末	2011年 8月15日	56	56	0.5206	0.5266
第9計算期間末	2012年 2月15日	54	54	0.5035	0.5085
第10計算期間末	2012年 8月15日	63	63	0.5296	0.5356
第11計算期間末	2013年 2月15日	78	79	0.6618	0.6688
	2012年 2月末日	57	-	0.5375	-
	3月末日	58	-	0.5438	-
	4月末日	56	-	0.5407	-
	5月末日	52	-	0.5041	-
	6月末日	62	-	0.5211	-
	7月末日	64	-	0.5375	-
	8月末日	64	-	0.5404	-
	9月末日	65	-	0.5523	-
	10月末日	67	-	0.5639	-
	11月末日	68	-	0.5778	-
	12月末日	72	-	0.6085	-
	2013年 1月末日	79	-	0.6676	-
	2月末日	81	-	0.6802	-

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	2007年10月31日～2008年 2月15日	0.0020
第2期	2008年 2月16日～2008年 8月15日	0.0060
第3期	2008年 8月16日～2009年 2月16日	0.0040
第4期	2009年 2月17日～2009年 8月17日	0.0060
第5期	2009年 8月18日～2010年 2月15日	0.0060
第6期	2010年 2月16日～2010年 8月16日	0.0060
第7期	2010年 8月17日～2011年 2月15日	0.0060
第8期	2011年 2月16日～2011年 8月15日	0.0060
第9期	2011年 8月16日～2012年 2月15日	0.0050
第10期	2012年 2月16日～2012年 8月15日	0.0060
第11期	2012年 8月16日～2013年 2月15日	0.0070

【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1期	2007年10月31日～2008年 2月15日	11.80
第2期	2008年 2月16日～2008年 8月15日	5.19
第3期	2008年 8月16日～2009年 2月16日	52.28
第4期	2009年 2月17日～2009年 8月17日	31.48

第5期	2009年 8月18日～2010年 2月15日	1.61
第6期	2010年 2月16日～2010年 8月16日	2.35
第7期	2010年 8月17日～2011年 2月15日	19.02
第8期	2011年 2月16日～2011年 8月15日	10.59
第9期	2011年 8月16日～2012年 2月15日	2.32
第10期	2012年 2月16日～2012年 8月15日	6.38
第11期	2012年 8月16日～2013年 2月15日	26.28

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	2007年10月31日～2008年 2月15日	56,118,285	3,864,049
第2期	2008年 2月16日～2008年 8月15日	92,877,537	19,000,076
第3期	2008年 8月16日～2009年 2月16日	54,141,001	33,785,986
第4期	2009年 2月17日～2009年 8月17日	5,875,464	95,779,741
第5期	2009年 8月18日～2010年 2月15日	132,065	1,505,004
第6期	2010年 2月16日～2010年 8月16日	72,524,881	3,234,232
第7期	2010年 8月17日～2011年 2月15日	86,468	861,383
第8期	2011年 2月16日～2011年 8月15日	74,000	16,162,071
第9期	2011年 8月16日～2012年 2月15日	32,200	96,212
第10期	2012年 2月16日～2012年 8月15日	14,399,942	2,802,775
第11期	2012年 8月16日～2013年 2月15日	32,031	69,195

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)日本リートインデックスJ-REITマザーファンド

以下の運用状況は2013年2月28日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	日本	10,148,708,050	97.58
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	-	252,065,335	2.42
合計(純資産総額)		10,400,773,385	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人 投資証券	1,268	755,478.8	957,947,118	1,037,000	1,314,916,000	12.64
日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	1,089	684,880.22	745,834,559	1,017,000	1,107,513,000	10.65
日本	投資証券	日本リテールファンド投資法人 投資証券	3,811	120,344.63	458,633,384	181,200	690,553,200	6.64
日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	3,855	82,000	316,110,000	121,800	469,539,000	4.51
日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	2,263	154,483.76	349,596,748	196,900	445,584,700	4.28
日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	1,512	219,083.42	331,254,131	272,900	412,624,800	3.97
日本	投資証券	森トラスト総合リート投資法人 投資証券	444	627,000	278,388,000	887,000	393,828,000	3.79
日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人 投資証券	425	651,956.09	277,081,338	892,000	379,100,000	3.64
日本	投資証券	野村不動産オフィスファンド投資法人 投資証券	559	409,500	228,910,500	569,000	318,071,000	3.06
日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人 投資証券	725	189,300	137,242,500	393,500	285,287,500	2.74
日本	投資証券	G L P投資法人 投資証券	3,368	78,397	264,041,096	84,600	284,932,800	2.74
日本	投資証券	オリックス不動産投資法人 投資証券	2,606	65,100	169,650,600	109,100	284,314,600	2.73
日本	投資証券	アクティブ・プロパティーズ投資法人 投資証券	376	460,539	173,162,664	704,000	264,704,000	2.55
日本	投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人 投資証券	376	488,500	183,676,000	680,000	255,680,000	2.46
日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	271	687,000	186,177,000	881,000	238,751,000	2.30
日本	投資証券	産業ファンド投資法人 投資証券	286	497,040.01	142,153,442	832,000	237,952,000	2.29
日本	投資証券	大和ハウス・レジデンシャル投資法人 投資証券	588	262,500	154,350,000	389,500	229,026,000	2.20
日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人 投資証券	432	311,000	134,352,000	530,000	228,960,000	2.20
日本	投資証券	ジャパンエクセレント投資法人 投資証券	406	412,411.18	167,438,939	561,000	227,766,000	2.19
日本	投資証券	ケネディクス不動産投資法人 投資証券	525	237,200	124,530,000	382,000	200,550,000	1.93
日本	投資証券	日本賃貸住宅投資法人 投資証券	2,439	37,500	91,462,500	77,000	187,803,000	1.81
日本	投資証券	福岡リート投資法人 投資証券	236	528,000	124,608,000	768,000	181,248,000	1.74
日本	投資証券	東急リアル・エステート投資法人 投資証券	310	371,000	115,010,000	522,000	161,820,000	1.56
日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人 投資証券	225	578,727.96	130,213,791	670,000	150,750,000	1.45
日本	投資証券	プレミア投資法人 投資証券	360	269,000	96,840,000	416,000	149,760,000	1.44
日本	投資証券	野村不動産レジデンシャル投資法人 投資証券	277	392,000	108,584,000	502,000	139,054,000	1.34
日本	投資証券	トップリート投資法人 投資証券	284	421,500	119,706,000	433,500	123,114,000	1.18

日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券	3,869	20,792.12	80,444,712	31,150	120,519,350	1.16
日本	投資証券	積水ハウス・S I投資法人 投資証券	251	335,181.8	84,130,631	472,000	118,472,000	1.14
日本	投資証券	グローバル・ワン不動産投資法人 投資証券	178	475,500	84,639,000	632,000	112,496,000	1.08

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	97.58
合計	97.58

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) 海外リートインデックス(ヘッジなし) マザーファンド

以下の運用状況は2013年2月28日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	アメリカ	8,043,184,170	65.20
	カナダ	397,495,513	3.22
	ドイツ	19,291,216	0.16
	イタリア	10,890,390	0.09
	フランス	605,691,946	4.91
	オーストラリア	1,439,399,108	11.67
	イギリス	660,869,879	5.36
	香港	273,694,358	2.22
	シンガポール	495,383,647	4.02
	ニュージーランド	38,037,874	0.31
	オランダ	142,632,448	1.16
	ベルギー	69,261,914	0.56
	小計	12,195,832,463	98.86
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	-	140,209,921	1.14
合計(純資産総額)		12,336,042,384	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC-REIT	56,069	13,725.7087	769,586,761	14,727.5920	825,761,355	6.69
オーストラリア	投資証券	WESTFIELD GROUP	375,307	880.3008	330,383,052	1,056.7404	396,602,069	3.21
アメリカ	投資証券	HCP INC	81,918	3,948.3268	323,439,034	4,510.7876	369,514,698	3.00
アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	26,131	12,697.9226	331,809,415	14,046.7184	367,054,798	2.98
フランス	投資証券	UNIBAIL-RODAMCO SE	16,560	16,844.8755	278,951,138	21,167.1000	350,527,176	2.84
アメリカ	投資証券	VENTAS INC	53,558	5,490.4685	294,058,511	6,503.4530	348,311,935	2.82
アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL-REIT	58,298	5,691.2152	331,786,463	5,179.6349	301,962,355	2.45
アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	83,538	2,938.1176	245,444,468	3,575.5115	298,691,079	2.42
アメリカ	投資証券	HEALTH CARE REIT INC	47,060	5,263.8190	247,715,322	5,921.5651	278,668,853	2.26
アメリカ	投資証券	BOSTON PROPERTIES INC	27,338	9,548.8822	261,047,341	9,611.7890	262,767,087	2.13

アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	20,730	12,932.8980	268,098,975	11,650.7094	241,519,205	1.96
アメリカ	投資証券	VORNADO REALTY TRUST	30,699	7,514.5873	230,690,315	7,648.7268	234,808,264	1.90
香港	投資証券	LINK REIT	415,100	384.5039	159,607,568	491.5160	204,028,291	1.65
アメリカ	投資証券	HOST HOTELS & RESORTS INC	131,343	1,409.8524	185,174,243	1,544.9170	202,914,033	1.64
イギリス	投資証券	LAND SECURITIES GROUP PLC	141,606	1,019.0862	144,308,720	1,144.7173	162,098,845	1.31
オーストラリア	投資証券	WESTFIELD RETAIL TRUST	509,563	260.8650	132,927,151	302.6034	154,195,496	1.25
アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORPORATION	73,865	1,708.6597	126,210,148	2,013.0176	148,691,545	1.21
アメリカ	投資証券	GENERAL GROWTH PROPERTIES INC	81,749	1,593.9473	130,303,597	1,787.2932	146,109,431	1.18
オーストラリア	投資証券	STOCKLAND	402,611	305.4492	122,977,207	350.9820	141,309,214	1.15
アメリカ	投資証券	THE MACERICH COMPANY	24,761	5,180.5600	128,275,846	5,579.2781	138,148,505	1.12
アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	22,363	6,779.1328	151,601,746	6,117.6863	136,809,818	1.11
アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	32,422	3,595.8637	116,585,092	4,198.1038	136,110,921	1.10
イギリス	投資証券	BRITISH LAND COMPANY PLC	161,429	682.1982	110,126,573	786.0720	126,894,816	1.03
アメリカ	投資証券	SL GREEN REALTY CORP	16,380	6,836.4889	111,981,689	7,521.9881	123,210,165	1.00
オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	274,380	324.4212	89,014,688	441.0990	121,028,743	0.98
アメリカ	投資証券	FEDERAL REALTY INVESTMENT TRUST-REIT	11,716	9,180.6924	107,560,992	9,902.2704	116,015,000	0.94
オーストラリア	投資証券	GPT GROUP	295,775	304.5006	90,063,664	368.0568	108,862,000	0.88
アメリカ	投資証券	UDR INC	45,340	2,399.7094	108,802,824	2,244.2926	101,756,226	0.82
アメリカ	投資証券	CAMDEN PROPERTY TRUST	15,246	6,146.3644	93,707,471	6,503.4530	99,151,644	0.80
オーストラリア	投資証券	MIRVAC GROUP	619,970	116.6778	72,336,735	153.1989	94,978,722	0.77

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	98.86
合計	98.86

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

(参考) 海外コモディティインデックス(ヘッジなし)マザーファンド

以下の運用状況は2013年2月28日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
社債券	アメリカ	19,788,629	99.20
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	-	159,599	0.80
合計(純資産総額)		19,948,228	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
為替予約先物取引	買建		138,705	0.70

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
アメリカ	社債券	IPATH DJ-UBS COMMDTY		2036/06/12	265,000	7,118.84	18,864,916	7,467.41	19,788,629	99.20

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	投資比率(%)
社債券	99.20
合計	99.20

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

< 為替予約取引 >

資産の種類	名称	建別	数量	契約額等(円)	評価額(円)	投資比率(%)
為替予約先物取引	米ドル	買建	1,500	135,665	138,705	0.70

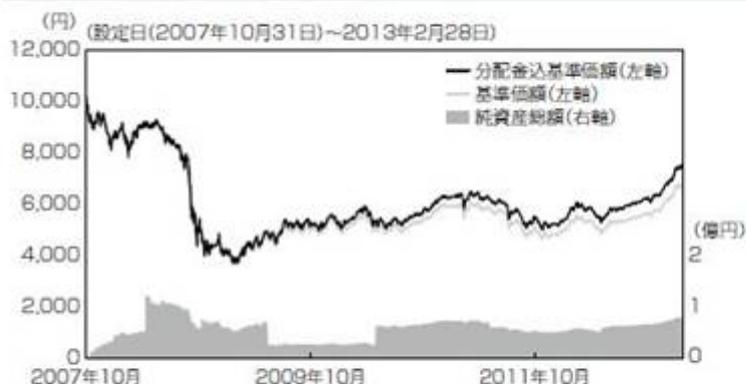
(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

(参考情報)

運用実績

2013年2月28日現在

基準価額・純資産の推移



基準価額.....6,802円

純資産総額.....0.81億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金込基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2011年2月	2011年8月	2012年2月	2012年8月	2013年2月	設定来累計
60円	60円	50円	60円	70円	600円

主要な資産の状況

<資産構成比率>

組入資産	比率
日本リートインデックスJ-REITマザーファンド	48.6%
海外リートインデックス(ヘッジなし)マザーファンド	26.0%
海外コモディティインデックス(ヘッジなし)マザーファンド	24.6%
現金その他	0.8%

※対純資産総額比です。

<組入上位銘柄>

日本リートインデックスJ-REITマザーファンド

銘柄	国名	種類	比率
1 日本ビルファンド投資法人 投資証券	日本	投資証券	12.6%
2 ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	日本	投資証券	10.6%
3 日本リテールファンド投資法人 投資証券	日本	投資証券	6.6%
4 ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	日本	投資証券	4.5%

海外リートインデックス(ヘッジなし)マザーファンド

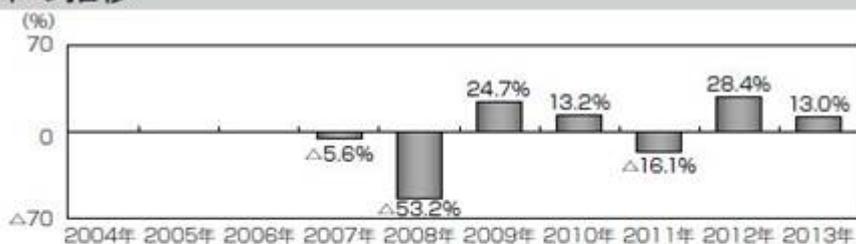
銘柄	国名	種類	比率
1 SIMON PROPERTY GROUP INC-REIT	アメリカ	投資証券	6.7%
2 WESTFIELD GROUP	オーストラリア	投資証券	3.2%
3 HCP INC	アメリカ	投資証券	3.0%
4 PUBLIC STORAGE	アメリカ	投資証券	3.0%

海外コモディティインデックス(ヘッジなし)マザーファンド

銘柄	通貨	種類	クーポン	償還期限	比率
1 IPATH DJ-UBS COMMDTY	アメリカドル	社債券	-	2036年6月12日	99.2%

※各マザーファンドの対純資産総額比です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

※2007年は、設定時から2007年末までの騰落率です。

※2013年は、2013年2月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(4) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(5) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日に該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(6) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

(7) 申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(8) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(9) 受付の中止および取消

委託会社は、投資対象とする投資信託証券（マザーファンドが投資対象とする投資信託証券を含みます。）への投資ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

(10) 償還乗換

・受益者は、証券投資信託の償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができる場合があります。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。

(11) 乗換優遇

受益者は、信託期間終了日の1年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができます。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

- (2) 取扱時間
原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
- (3) 解約請求不可日
販売会社の営業日であっても、解約請求日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日に該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 解約制限
ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (5) 解約価額
解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.25%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。
・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

- (6) 手取額
1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。
- (7) 解約単位
1口単位
販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (8) 解約代金の支払い
原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
- (9) 受付の中止および取消
・委託会社は、投資対象とする投資信託証券（マザーファンドが投資対象とする投資信託証券を含みます。）からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

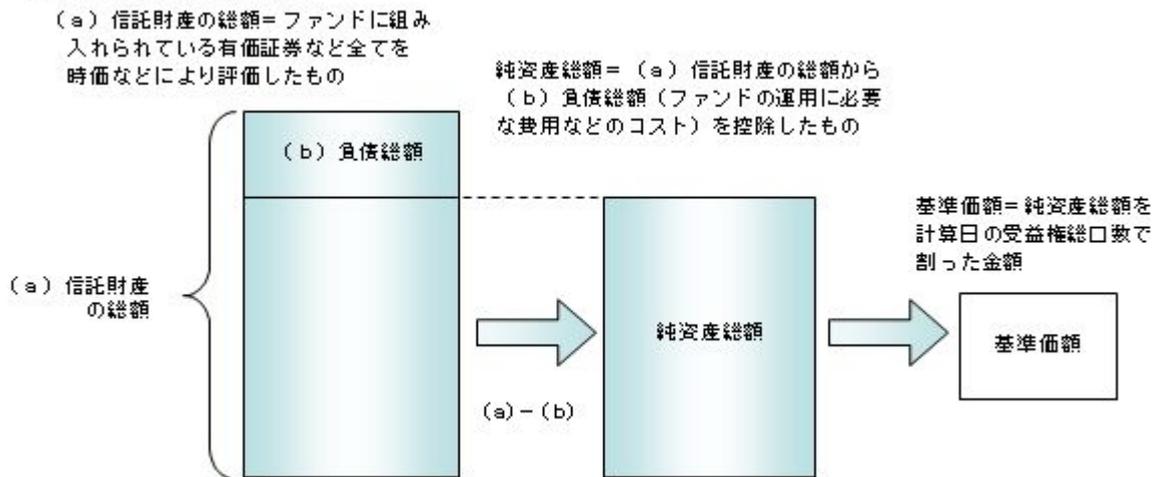
3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

- 信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

公社債（国内・外国）

原則として、基準価額計算日^{*}における以下のいずれかの価額で評価します。

- 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）、銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。）
- 価格情報会社の提供する価額
残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。

^{*} 外国公社債については、基準価額計算日に知りうる直近の日とします。

国内上場不動産投信

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

海外上場不動産投信

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場で評価します。

- 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成29年8月15日までとします（平成19年10月31日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年2月16日から8月15日までおよび8月16日から翌年2月15日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還さ

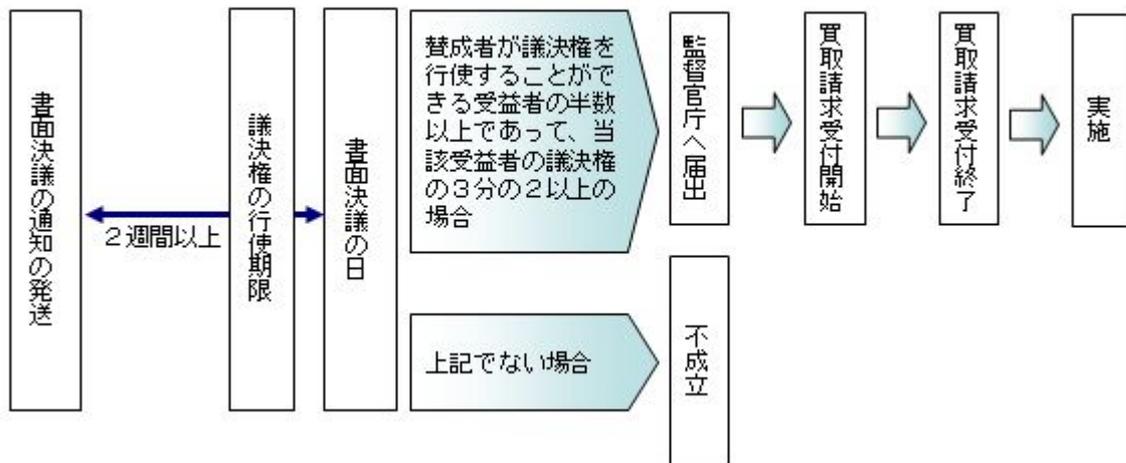
せることができます。

- イ) 受益者の解約により純資産総額が10億円を下回ることとなった場合
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
- イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 償還金について
- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
 - ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。
- 信託約款の変更など
- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドの繰上償還、信託約款の重大な変更または併合を行なう場合には、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<書面決議の主な流れ>



公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。運用報告書は原則として知れている受益者に対して交付されます。

関係法人との契約について

- ・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ・投資顧問会社との投資顧問契約は、当ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期計算期間（平成24年8月16日から平成25年2月15日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

日興ストラテジック・アロケーション・ファンド（代替資産）

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第10期 平成24年8月15日現在	第11期 平成25年2月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	713,952	781,671
親投資信託受益証券	62,601,378	78,210,983
未収入金	795,000	1,000,000
未収利息	1	1
流動資産合計	64,110,331	79,992,655
資産合計	64,110,331	79,992,655
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	715,021	833,932
未払受託者報酬	15,304	18,248
未払委託者報酬	218,241	260,031
その他未払費用	54,649	34,771
流動負債合計	1,003,215	1,146,982
負債合計	1,003,215	1,146,982
純資産の部		
元本等		
元本	119,170,314	119,133,150
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	56,063,198	40,287,477
（分配準備積立金）	851,315	7,371,281
元本等合計	63,107,116	78,845,673
純資産合計	63,107,116	78,845,673
負債純資産合計	64,110,331	79,992,655

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第10期	第11期
	自 平成24年 2月16日 至 平成24年 8月15日	自 平成24年 8月16日 至 平成25年 2月15日
営業収益		
受取利息	101	139
有価証券売買等損益	4,415,706	16,909,605
営業収益合計	4,415,807	16,909,744
営業費用		
受託者報酬	15,304	18,248
委託者報酬	218,241	260,031
その他費用	29,141	34,771
営業費用合計	262,686	313,050
営業利益又は営業損失（ ）	4,153,121	16,596,694
経常利益又は経常損失（ ）	4,153,121	16,596,694
当期純利益又は当期純損失（ ）	4,153,121	16,596,694
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	85,466	4,536
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	53,408,305	56,063,198
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,392,120	32,563
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,392,120	32,563
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,399,647	15,068
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,399,647	15,068
分配金	715,021	833,932
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	56,063,198	40,287,477

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

		第10期 平成24年 8月15日現在	第11期 平成25年 2月15日現在
1.	期首元本額	107,573,147円	119,170,314円
	期中追加設定元本額	14,399,942円	32,031円
	期中一部解約元本額	2,802,775円	69,195円
2.	受益権の総数	119,170,314口	119,133,150口
3.	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	56,063,198円	40,287,477円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第10期 自 平成24年 2月16日 至 平成24年 8月15日		第11期 自 平成24年 8月16日 至 平成25年 2月15日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A	計算期末における費用控除後の配当等収益 986,098円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益 1,159,613円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 6,194,769円
C	信託約款に定める収益調整金 1,220,670円	C	信託約款に定める収益調整金 1,220,563円
D	信託約款に定める分配準備積立金 580,238円	D	信託約款に定める分配準備積立金 850,831円
E	分配対象収益(A+B+C+D) 2,787,006円	E	分配対象収益(A+B+C+D) 9,425,776円
F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり) 0.0233円 233円	F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり) 0.0791円 791円
G	分配金額 715,021円	G	分配金額 833,932円
H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり) 0.0060円 60円	H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり) 0.0070円 70円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	第10期 自 平成24年 2月16日 至 平成24年 8月15日	第11期 自 平成24年 8月16日 至 平成25年 2月15日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左

金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左
----------------	---	----

金融商品の時価等に関する事項

	第10期 平成24年 8月15日現在	第11期 平成25年 2月15日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第10期（平成24年8月15日現在）

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	4,202,442
合計	4,202,442

第11期（平成25年2月15日現在）

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	16,625,220
合計	16,625,220

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第10期 平成24年 8月15日現在	第11期 平成25年 2月15日現在
1口当たり純資産額	0.5296円	1口当たり純資産額 0.6618円
(1万口当たり純資産額)	(5,296円)	(1万口当たり純資産額) (6,618円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本リートインデックスJ - REITマザーファンド	33,472,573	37,736,978	
	海外リートインデックス(ヘッジなし)マザーファンド	18,087,834	21,851,912	
	海外コモディティインデックス(ヘッジなし)マザーファンド	27,629,219	18,622,093	
親投資信託受益証券 合計		79,189,626	78,210,983	
合計		79,189,626	78,210,983	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「日本リートインデックスJ - REITマザーファンド」「海外リートインデックス(ヘッジなし)マザーファンド」「海外コモディティインデックス(ヘッジなし)マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

1. 「日本リートインデックスJ - REITマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

日本リートインデックスJ - REITマザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科目	対象年月日	平成24年 8月15日現在	平成25年 2月15日現在
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		46,100,474	51,342,156
投資証券		9,070,310,680	9,954,732,520
未収入金		42,056,970	
未収配当金		106,878,954	89,459,764
未収利息		86	93
流動資産合計		9,265,347,164	10,095,534,533
資産合計			
		9,265,347,164	10,095,534,533
負債の部			
流動負債			
未払解約金		39,995,147	20,461,198
流動負債合計		39,995,147	20,461,198
負債合計			
		39,995,147	20,461,198
純資産の部			

元本等		
元本	10,823,472,934	8,936,487,277
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	1,598,120,917	1,138,586,058
元本等合計	9,225,352,017	10,075,073,335
純資産合計	9,225,352,017	10,075,073,335
負債純資産合計	9,265,347,164	10,095,534,533

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資証券は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

		平成24年 8月15日現在	平成25年 2月15日現在
1.	期首	平成24年 2月16日	平成24年 8月16日
	期首元本額	13,396,072,006円	10,823,472,934円
	期首からの追加設定元本額	9,944,849円	1,354,023円
	期首からの一部解約元本額	2,582,543,921円	1,888,339,680円
	元本の内訳		
	世界の財産3分法ファンド（不動産・債券・株式）毎月分配型	10,749,783,288円	8,896,398,182円
	財産3分法ファンド（不動産・債券・株式）資産成長型	8,558,633円	6,616,522円
	日興ストラテジック・アロケーション・ファンド（代替資産）	34,392,344円	33,472,573円
	3資産バランスファンド（適格機関投資家向け）	30,738,669円	円
	計	10,823,472,934円	8,936,487,277円
2.	受益権の総数	10,823,472,934口	8,936,487,277口
3.	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	1,598,120,917円	

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	自 平成24年 2月16日 至 平成24年 8月15日	自 平成24年 8月16日 至 平成25年 2月15日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左

金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。当該有価証券の性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	平成24年 8月15日現在	平成25年 2月15日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1) 有価証券 同左 (2) 上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
（平成24年8月15日現在）
売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	376,510,276
合計	376,510,276

（平成25年2月15日現在）
売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	2,433,724,623
合計	2,433,724,623

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

平成24年 8月15日現在		平成25年 2月15日現在	
1口当たり純資産額	0.8523円	1口当たり純資産額	1.1274円
(1万口当たり純資産額)	(8,523円)	(1万口当たり純資産額)	(11,274円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人 投資証券	378	258,174,000	
	M I Dリート投資法人 投資証券	357	77,611,800	
	森ヒルズリート投資法人 投資証券	450	202,500,000	
	野村不動産レジデンシャル投資法人 投資証券	293	141,665,500	
	産業ファンド投資法人 投資証券	303	235,734,000	
	大和ハウスリート投資法人 投資証券	238	151,368,000	
	アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	2,398	439,313,600	
	ケネディクス・レジデンシャル投資法人 投資証券	147	27,268,500	
	アクティブ・プロパティーズ投資法人 投資証券	399	267,729,000	
	G L P投資法人 投資証券	3,569	271,957,800	
	日本ビルファンド投資法人 投資証券	1,344	1,282,176,000	
	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	1,154	1,085,914,000	
	日本リートファンド投資法人 投資証券	4,038	714,726,000	
	オリックス不動産投資法人 投資証券	552	285,384,000	
	日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	1,602	409,631,400	
	プレミアム投資法人 投資証券	382	141,913,000	
	東急リアル・エステート投資法人 投資証券	329	166,145,000	
	グローバル・ワン不動産投資法人 投資証券	188	107,536,000	
	野村不動産オフィスファンド投資法人 投資証券	593	314,883,000	
	ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	4,085	452,618,000	
	森トラスト総合リート投資法人 投資証券	470	379,290,000	
	インヴィンシブル投資法人 投資証券	2,618	21,310,520	
	フロンティア不動産投資法人 投資証券	442	384,098,000	
	平和不動産リート投資法人 投資証券	1,545	98,262,000	
	日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	287	229,600,000	
	福岡リート投資法人 投資証券	239	173,514,000	
	ケネディクス不動産投資法人 投資証券	556	200,160,000	
	積水ハウス・S I投資法人 投資証券	266	116,774,000	
	いちご不動産投資法人 投資証券	1,637	88,070,600	
	大和証券オフィス投資法人 投資証券	769	261,460,000	
	阪急リート投資法人 投資証券	166	80,012,000	
	スタートアップリート投資法人 投資証券	210	30,744,000	
トップリート投資法人 投資証券	301	122,507,000		
大和ハウス・レジデンシャル投資法人 投資証券	312	232,128,000		
ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券	4,100	114,349,000		
日本賃貸住宅投資法人 投資証券	2,584	167,184,800		
ジャパンエクセレント投資法人 投資証券	430	221,020,000		
投資証券 合計		39,731	9,954,732,520	

合計	39,731	9,954,732,520	
----	--------	---------------	--

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2. 「海外リートインデックス（ヘッジなし）マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

海外リートインデックス（ヘッジなし）マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位:円)

科目	対象年月日	平成24年 8月15日現在	平成25年 2月15日現在
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		65,938,909	129,251,302
コール・ローン		38,009,828	26,102,884
投資証券		10,879,653,812	12,447,371,261
派生商品評価勘定			1,860
未収入金		101,136,696	570,326
未収配当金		41,481,478	52,477,391
未収利息		71	47
流動資産合計		11,126,220,794	12,655,775,071
資産合計		11,126,220,794	12,655,775,071
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		35,200	
未払金		12,207,843	10,072,213
未払解約金		39,903,326	22,283,499
流動負債合計		52,146,369	32,355,712
負債合計		52,146,369	32,355,712
純資産の部			
元本等			
元本		11,819,924,974	10,449,204,005
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		745,850,549	2,174,215,354
元本等合計		11,074,074,425	12,623,419,359
純資産合計		11,074,074,425	12,623,419,359
負債純資産合計		11,126,220,794	12,655,775,071

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資証券は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p>
--------------------	--

<p>2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法</p> <p>3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p> <p>外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。</p>
--	---

（貸借対照表に関する注記）

		平成24年 8月15日現在	平成25年 2月15日現在
1.	期首	平成24年 2月16日	平成24年 8月16日
	期首元本額	14,056,307,149円	11,819,924,974円
	期首からの追加設定元本額	112,809,317円	207,653,617円
	期首からの一部解約元本額	2,349,191,492円	1,578,374,586円
	元本の内訳		
	世界の財産3分法ファンド（不動産・債券・株式）毎月分配型	9,768,252,736円	8,308,545,364円
	日興ストラテジック・アロケーション・ファンド（代替資産）	18,335,135円	18,087,834円
	海外先進国REITインデックスファンド（適格機関投資家向け）	2,004,624,531円	2,122,570,807円
	3資産バランスファンド（適格機関投資家向け）	28,712,572円	円
	計	11,819,924,974円	10,449,204,005円
2.	受益権の総数	11,819,924,974□	10,449,204,005□
3.	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	745,850,549円	

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

	自 平成24年 2月16日 至 平成24年 8月15日	自 平成24年 8月16日 至 平成25年 2月15日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左

金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、為替予約取引があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	平成24年 8月15日現在	平成25年 2月15日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)
(平成24年8月15日現在)
売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	534,999,964
合計	534,999,964

(平成25年2月15日現在)
売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	1,356,494,263

合計	1,356,494,263
----	---------------

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

(平成24年8月15日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	6,272,800		6,308,000	35,200
	米ドル	6,272,800		6,308,000	35,200
合計		6,272,800		6,308,000	35,200

(平成25年2月15日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	18,589,860		18,588,000	1,860
	米ドル	18,589,860		18,588,000	1,860
合計		18,589,860		18,588,000	1,860

(注)1.時価の算定方法

(1) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。
- ・同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2.換算において円未満の端数は切り捨てております。

3.契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

平成24年 8月15日現在		平成25年 2月15日現在	
1口当たり純資産額	0.9369円	1口当たり純資産額	1.2081円
(1万口当たり純資産額)	(9,369円)	(1万口当たり純資産額)	(12,081円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
----	----	----	------	-----	----

米ドル	投資証券	ACADIA REALTY TRUST	9,546	256,596.48	
		AGREE REALTY CORPORATION	1,966	55,342.90	
		ALEXANDER'S INC	397	130,025.44	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUITIES INC	11,683	836,035.48	
		AMERICAN ASSETS TRUST INC	6,003	178,649.28	
		AMERICAN CAMPUS COMMUNITIES INC	19,195	889,112.40	
		AMERICAN REALTY CAPITAL PROP	2,356	32,607.04	
		APARTMENT INVT&MGMT CO -A	26,709	773,759.73	
		ASHFORD HOSPITALITY TRUST	11,080	135,508.40	
		ASSOCIATED ESTATES REALTY CORPORATION	9,583	164,540.11	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	20,974	2,727,668.70	
		BIOMED REALTY TRUST INC	28,344	601,176.24	
		BOSTON PROPERTIES INC	27,664	2,969,730.40	
		BRANDYWINE REALTY TRUST	26,374	351,829.16	
		BRE PROPERTIES-CL A	14,096	697,752.00	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	15,425	1,070,803.50	
		CAMPUS CREST COMMUNITIES INC	6,954	88,037.64	
		CAPLEASE INC	12,044	74,070.60	
		CBL&ASSOCIATES PROPERTIES	29,571	655,884.78	
		CEDAR REALTY TRUST INC	10,015	54,782.05	
		CHATHAM LODGING TRUST	3,192	52,859.52	
		CHESAPEAKE LODGING TRUST	7,383	161,761.53	
		COLONIAL PROPERTIES TRUST	15,152	330,313.60	
		COMMONWEALTH REIT	15,717	272,847.12	
		CORESITE REALTY CORP	3,881	120,388.62	
		CORPORATE OFFICE PROPERTIES TRUST	14,711	383,368.66	
		COUSINS PROPERTIES INC	17,495	161,303.90	
		CUBESMART	21,402	316,535.58	
		DCT INDUSTRIAL TRUST INC	48,344	350,494.00	
		DDR CORP	44,325	743,330.25	
		DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	35,876	328,624.16	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	22,622	1,478,800.14	
		DOUGLAS EMMETT INC	24,040	562,776.40	
		DUKE REALTY CORPORATION	57,079	908,126.89	
		DUPONT FABROS TECHNOLOGY INC	11,358	265,095.72	
		EASTGROUP PROPERTIES INC	5,428	308,147.56	
		EDUCATION REALTY TRUST INC	20,464	222,239.04	
		EPR PROPERTIES	8,556	404,955.48	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES INC	7,148	530,810.48	
		EQUITY ONE INC	11,218	264,632.62	
		EQUITY RESIDENTIAL-REIT	58,991	3,395,521.96	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	6,699	1,021,530.51	
		EXCEL TRUST INC	7,838	100,091.26	
EXTRA SPACE STORAGE INC	18,816	743,984.64			
FEDERAL REALTY INVESTMENT TRUST-REIT	11,851	1,286,189.03			
FELCOR LODGING TRUST INC	21,973	116,676.63			
FIRST INDUSTRIAL REALTY TRUST INC	16,197	266,764.59			
FIRST POTOMAC REALTY TRUST	9,450	127,764.00			
FRANKLIN STREET PROPERTIES CORP	12,835	171,090.55			
GENERAL GROWTH PROPERTIES INC	82,683	1,637,123.40			
GETTY REALTY CORPORATION	4,998	93,312.66			
GLADSTONE COMMERCIAL CORPORATION	1,767	33,466.98			
GLIMCHER REALTY TRUST	26,157	292,696.83			
GOVERNMENT PROPERTIES INCOME TRUST	7,622	193,293.92			

GYRODYNE CO OF AMERICA INC	119	8,879.78	
HCP INC	82,896	3,908,546.40	
HEALTH CARE REIT INC	47,621	2,973,931.45	
HEALTHCARE REALTY TRUST INC	15,963	407,056.50	
HEALTHCARE TRUST OF AMERICA	10,132	113,883.68	
HERSHA HOSPITALITY TRUST	32,095	175,559.65	
HIGHWOODS PROPERTIES INC	14,420	514,217.20	
HOME PROPERTIES INC	9,403	581,857.64	
HOSPITALITY PROPERTIES TRUST	22,685	600,925.65	
HOST HOTELS & RESORTS INC	132,947	2,280,041.05	
HUDSON PACIFIC PROPERTIES INC	5,218	115,787.42	
INLAND REAL ESTATE CORPORATION	14,988	142,086.24	
INVESTORS REAL ESTATE TRUST	17,123	161,469.89	
KILROY REALTY CORPORATION	13,685	704,914.35	
KIMCO REALTY CORPORATION	74,756	1,610,244.24	
KITE REALTY GROUP TRUST	14,045	87,781.25	
LASALLE HOTEL PROPERTIES	17,240	473,238.00	
LEXINGTON REALTY TRUST	27,417	301,587.00	
LIBERTY PROPERTY TRUST	21,687	857,503.98	
LTC PROPERTIES INC	5,631	214,597.41	
MACK-CALI REALTY CORPORATION	15,107	411,967.89	
MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	24,964	356,985.20	
MID AMERICA APARTMENT COMMUNITIES	7,756	523,995.36	
MONMOUTH RE INVST CORP	7,411	78,556.60	
MPG OFFICE TRUST INC	6,611	17,188.60	
NATIONAL HEALTH INVESTORS INC	4,514	289,889.08	
NATIONAL RETAIL PROPERTIES INC	20,169	675,661.50	
OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	20,572	565,730.00	
ONE LIBERTY PROPERTIES INC	1,975	43,371.00	
PARKWAY PROPERTIES INC	6,650	111,520.50	
PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	10,893	266,007.06	
PENNSYLVANIA RE INVST TR	9,347	178,901.58	
PIEDMONT OFFICE REALTY TRU-A	30,770	599,399.60	
POST PROPERTIES INC	9,990	501,897.60	
PROLOGIS INC	84,550	3,315,205.50	
PS BUSINESS PARKS INC	3,211	233,279.15	
PUBLIC STORAGE	26,442	4,077,356.40	
RAMCO-GERSHENSON PROPERTIES TRUST	8,910	139,708.80	
REALTY INCOME CORP	32,813	1,453,287.77	
REGENCY CENTERS CORPORATION	16,584	855,568.56	
RETAIL OPPORTUNITY INVESTMENTS	9,072	116,938.08	
RETAIL PROPERTIES OF AME - A	5,256	71,954.64	
RLJ LODGING TRUST	19,577	411,117.00	
ROUSE PROPERTIES INC	4,080	71,318.40	
RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	8,514	369,848.16	
SABRA HEALTH CARE REIT INC	7,125	184,965.00	
SAUL CENTERS INC	2,326	101,413.60	
SELECT INCOME REIT	3,150	80,325.00	
SENIOR HOUSING PROPERTIES TRUST	34,219	845,893.68	
SIMON PROPERTY GROUP INC-REIT	56,737	9,110,260.09	
SL GREEN REALTY CORP	16,580	1,362,047.00	
SOVRAN SELF STORAGE INC	5,605	364,044.75	
STAG INDUSTRIAL INC	7,602	154,320.60	
STRATEGIC HOTELS & RESORTS INC	33,299	260,398.18	

		SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	8,973	85,692.15	
		SUN COMMUNITIES INC	4,953	224,321.37	
		SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	29,127	343,698.60	
		TANGER FACTORY OUTLET CENTERS INC	17,243	612,643.79	
		TAUBMAN CENTERS INC	11,332	899,194.20	
		TERRENO REALTY CORP	1,982	34,466.98	
		THE MACERICH COMPANY	25,056	1,543,950.72	
		UDR INC	45,872	1,115,607.04	
		UMH PROPERTIES INC	2,450	25,039.00	
		UNIVERSAL HEALTH REALTY INCOME TRUST	2,447	135,832.97	
		URSTADT BIDDLE PROPERTIES- CL A	5,006	103,524.08	
		VENTAS INC	54,204	3,673,947.12	
		VORNADO REALTY TRUST	31,064	2,641,682.56	
		WASHINGTON REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	12,027	335,072.22	
		WEINGARTEN REALTY INVESTORS	20,462	612,632.28	
		WHITESTONE REIT	3,542	52,067.40	
		WINTHROP REALTY TRUST	5,236	64,664.60	
		WP CAREY INC	10,491	611,520.39	
	投資証券小計		2,407,166	87,940,818.74 (8,174,099,101)	
米ドル合計				87,940,818.74 (8,174,099,101)	
加ドル	投資証券	ALLIED PROPERTIES RE INVST TR	5,836	205,952.44	
		ARTIS REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	10,310	164,547.60	
		BOARDWALK EQUITIES INC	4,783	314,577.91	
		BROOKFIELD CANADA OFFICE PRO	2,900	85,550.00	
		CALLOWAY REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	9,766	281,260.80	
		CANADIAN APARTMENT PROPERTIES RE INVST	9,277	234,244.25	
		CANADIAN REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	6,254	281,367.46	
		CHARTWELL RETIREMENT RESIDENCE	16,029	174,395.52	
		COMINAR REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	10,823	246,547.94	
		CROMBIE REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	4,177	61,694.29	
		DUNDEE INTERNATIONAL REAL ES	6,968	77,205.44	
		DUNDEE REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	9,001	342,038.00	
		GRANITE REAL ESTATE INVESTME	8,600	339,270.00	
		H&R REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	17,389	401,164.23	
		INNVEST REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	6,731	29,481.78	
		INTERRENT REAL ESTATE INVEST	2,487	15,195.57	
		MORGUARD REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	5,420	102,980.00	
		NORTHERN PROPERTY RE INVST TR	3,319	105,311.87	
		NORTHWEST HEALTHCARE PROPERT	3,771	49,852.62	
		PRIMARIS RETAIL RE INVST TR	8,686	237,127.80	
		RETROCOM MID-MARKET REIT	4,084	22,543.68	
		RIOCAN REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	26,609	729,352.69	
	投資証券小計		183,220	4,501,661.89 (418,024,323)	
加ドル合計				4,501,661.89 (418,024,323)	

豪ドル	投資証券	ABACUS PROPERTY GROUP	48,649	105,081.84	
		ALE PROPERTY GROUP	38,741	92,590.99	
		ASPEN GROUP	198,430	42,662.45	
		ASTRO JAPAN PROPERTY GROUP	13,183	45,481.35	
		AUSTRALAND PROPERTY GROUP	45,417	152,146.95	
		BWP TRUST	76,859	177,544.29	
		CFS RETAIL PROPERTY TRUST GR	429,945	885,686.70	
		CHALLENGER DIVERSIFIED PROPERTY GROUP	23,151	60,655.62	
		CHARTER HALL GROUP	40,550	145,574.50	
		CHARTER HALL RETAIL REIT	48,219	186,125.34	
		COMMONWEALTH PROPERTY OFFICE	427,796	470,575.60	
		CROMWELL PROPERTY GROUP	197,567	182,749.47	
		DEXUS PROPERTY GROUP	886,761	926,665.24	
		FEDERATION CENTRES	261,427	611,739.18	
		GOODMAN GROUP	277,388	1,281,532.56	
		GPT GROUP	298,319	1,130,629.01	
		INVESTA OFFICE FUND	112,494	344,231.64	
		MIRVAC GROUP	625,912	973,293.16	
		STOCKLAND	406,948	1,456,873.84	
	WESTFIELD GROUP	379,434	4,177,568.34		
WESTFIELD RETAIL TRUST	514,903	1,591,050.27			
	投資証券小計	5,352,093	15,040,458.34 (1,446,591,283)		
豪ドル合計				15,040,458.34 (1,446,591,283)	
英ポンド	投資証券	BIG YELLOW GROUP PLC	23,292	86,622.94	
		BRITISH LAND COMPANY PLC	162,904	945,657.72	
		CAPITAL SHOPPING CENTRES GROUP PLC	110,982	400,756.00	
		DERWENT LONDON PLC	15,711	338,414.94	
		GREAT PORTLAND ESTATES PLC	63,220	304,973.28	
		HAMMERSON PLC	130,649	635,999.33	
		HANSTEEN HOLDINGS PLC	123,550	102,855.37	
		LAND SECURITIES GROUP PLC	142,984	1,185,337.36	
		LONDONMETRIC PROPERTY PLC	141,303	159,672.39	
		PRIMARY HEALTH PROPERTIES PLC	13,627	49,431.94	
		SEGRO PLC	136,013	342,072.69	
		SHAFTESBURY PLC	46,161	264,502.53	
	WORKSPACE GROUP PLC	19,028	63,743.80		
	投資証券小計	1,129,424	4,880,040.29 (703,018,604)		
英ポンド合計				4,880,040.29 (703,018,604)	
香港ドル	投資証券	CHAMPION REIT	566,000	2,331,920.00	
		FORTUNE REIT	210,000	1,432,200.00	
		LINK REIT	419,100	17,602,200.00	
		PROSPERITY REIT	204,000	530,400.00	
		REGAL REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	142,000	323,760.00	
		RREEF CHINA COMMERCIAL TRUST	201,000	874,350.00	
		SUNLIGHT REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	211,000	740,610.00	
	YUEXIU REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	307,000	1,252,560.00		
	投資証券小計	2,260,100	25,088,000.00 (300,805,120)		
香港ドル合計				25,088,000.00 (300,805,120)	

シンガポールドル	投資証券	AIMS AMP CAPITAL INDUSTRIAL REIT	68,000	106,760.00		
		ASCENDAS HOSPITALITY TRUST	86,000	85,570.00		
		ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	336,000	876,960.00		
		ASCOTT RESIDENCE TRUST	118,000	158,120.00		
		CACHE LOGISTICS TRUST	117,000	153,270.00		
		CAMBRIDGE INDUSTRIAL TRUST	216,320	158,995.20		
		CAPITACOMMERCIAL TRUST	370,600	611,490.00		
		CAPITAMALL TRUST	469,200	1,008,780.00		
		CAPITARETAIL CHINA TRUST	70,000	126,000.00		
		CDL HOSPITALITY TRUSTS	119,000	243,950.00		
		FAR EAST HOSPITALITY TRUST	132,000	139,920.00		
		FIRST REAL ESTATE INVT TRUST	105,000	113,925.00		
		FRASERS CENTREPOINT TRUST	97,000	194,970.00		
		FRASERS COMMERCIAL TRUST	87,000	114,840.00		
		KEPPEL REIT	119,000	162,435.00		
		LIPPO MALLS INDONESIA RETAIL	300,000	157,500.00		
		MAPLETREE COMMERCIAL TRUST	216,000	290,520.00		
		MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	213,160	295,226.60		
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	261,040	317,163.60		
		PARKWAYLIFE REAL ESTATE	67,000	159,460.00		
		SABANA SHARIAH COMP IND REIT	101,000	125,240.00		
STARHILL GLOBAL REIT	248,000	214,520.00				
SUNTEC REIT	387,000	694,665.00				
	投資証券小計	4,303,320	6,510,280.40	(489,507,983)		
シンガポールドル合計				6,510,280.40	(489,507,983)	
ニュージーランドドル	投資証券	DNZ PROPERTY FUND LTD	41,206	68,401.96		
		GOODMAN PROPERTY TRUST	161,189	169,248.45		
		KIWI INCOME PROPERTY TRUST	184,964	213,633.42		
		VITAL HEALTHCARE PROPERTY TRUST	50,964	64,724.28		
		投資証券小計	438,323	516,008.11	(40,816,241)	
ニュージーランドドル合計				516,008.11	(40,816,241)	
ユーロ	投資証券	AEDIFICA	1,762	77,580.86		
		ALSTRIA OFFICE REIT-AG	11,935	109,802.00		
		ALTAREA	578	69,215.50		
		ANF IMMOBILIER	1,636	36,728.20		
		BEFIMMO S.C.A.	2,938	149,573.58		
		BENI STABILI SPA	143,196	71,397.52		
		COFINIMMO	2,798	247,902.80		
		CORIO NV	17,646	619,551.06		
		EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	6,461	193,700.78		
		FONCIERE DES REGIONS	6,796	424,546.12		
		GECINA SA	4,819	410,241.47		
		HAMBORNER REIT AG	7,911	58,960.68		
		ICADE	4,113	281,329.20		
		IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZ	25,367	20,927.77		
		KLEPIERRE	17,936	535,927.68		
		MERCIALYS	10,073	166,204.50		
		NIEUWE STEEN INVESTMENTS NV	10,253	63,055.95		
		SILIC	1,587	133,784.10		
		SOCIETE DE LA TOUR EIFFEL	961	43,177.73		
		UNIBAIL-RODAMCO SE	16,749	2,906,788.95		

	VASTNED RETAIL NV	3,371	112,001.47	
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	1,949	94,097.72	
	WERELDHAVE NV	4,093	218,607.13	
	投資証券小計	304,928	7,045,102.77 (874,508,606)	
ユーロ合計			7,045,102.77 (874,508,606)	
合計			12,447,371,261 (12,447,371,261)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入投資証券 時価比率	組入投資信託受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資証券 126銘柄	100.0%		65.8%
加ドル	投資証券 22銘柄	100.0%		3.4%
豪ドル	投資証券 21銘柄	100.0%		11.6%
英ポンド	投資証券 13銘柄	100.0%		5.6%
香港ドル	投資証券 8銘柄	100.0%		2.4%
シンガポールドル	投資証券 23銘柄	100.0%		3.9%
ニュージーランドドル	投資証券 4銘柄	100.0%		0.3%
ユーロ	投資証券 23銘柄	100.0%		7.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

3. 「海外コモディティインデックス(ヘッジなし)マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

海外コモディティインデックス(ヘッジなし)マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位:円)

科目	対象年月日	平成24年 8月15日現在	平成25年 2月15日現在
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		55,088	40,001
コール・ローン		119,265	128,623
社債券		15,962,525	18,448,716
派生商品評価勘定		1,049	3,670
未収入金		672,818	
流動資産合計		16,810,745	18,621,010
資産合計		16,810,745	18,621,010
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		5,372	
未払解約金		695,000	
流動負債合計		700,372	

負債合計	700,372	
純資産の部		
元本等		
元本	27,629,219	27,629,219
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	11,518,846	9,008,209
元本等合計	16,110,373	18,621,010
純資産合計	16,110,373	18,621,010
負債純資産合計	16,810,745	18,621,010

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	社債券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

		平成24年 8月15日現在	平成25年 2月15日現在
1.	期首	平成24年 2月16日	平成24年 8月16日
	期首元本額	31,039,606円	27,629,219円
	期首からの追加設定元本額	4,068,979円	円
	期首からの一部解約元本額	7,479,366円	円
	元本の内訳		
	日興ストラテジック・アロケーション・ファンド（代替資産）	27,629,219円	27,629,219円
	計	27,629,219円	27,629,219円
2.	受益権の総数	27,629,219口	27,629,219口
3.	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	11,518,846円	9,008,209円

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	自 平成24年 2月16日 至 平成24年 8月15日	自 平成24年 8月16日 至 平成25年 2月15日
--	--------------------------------	--------------------------------

金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	平成24年 8月15日現在	平成25年 2月15日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)
(平成24年8月15日現在)
売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
社債券	1,480,044

合計	1,480,044
----	-----------

(平成25年2月15日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
社債券	1,378,634
合計	1,378,634

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

(平成24年8月15日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	117,121		118,170	1,049
	米ドル	117,121		118,170	1,049
	売建	688,508		693,880	5,372
	米ドル	688,508		693,880	5,372
合計		805,629		812,050	4,323

(平成25年2月15日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	135,665		139,335	3,670
	米ドル	135,665		139,335	3,670
合計		135,665		139,335	3,670

(注)1.時価の算定方法

(1) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。
- ・同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2.換算において円未満の端数は切り捨てております。

3.契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

平成24年 8月15日現在		平成25年 2月15日現在	
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.5831円 (5,831円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.6740円 (6,740円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	社債券	IPATH DJ-UBS COMMDTY-0.0%-36/06/12	240,000	198,480.00	
	社債券小計		240,000	198,480.00 (18,448,716)	
米ドル合計				198,480.00 (18,448,716)	
合計				18,448,716 (18,448,716)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	社債券 1銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2013年2月28日現在です。

【純資産額計算書】

資産総額	81,117,473 円
負債総額	58,538 円
純資産総額(-)	81,058,935 円
発行済口数	119,163,108 口
1口当たり純資産額(/)	0.6802 円

(参考) 日本リートインデックスJ - REITマザーファンド

純資産額計算書

資産総額	10,560,391,459 円
負債総額	159,618,074 円
純資産総額(-)	10,400,773,385 円
発行済口数	8,541,799,127 口
1口当たり純資産額(/)	1.2176 円

(参考) 海外リートインデックス(ヘッジなし)マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	12,372,840,881 円
負債総額	36,798,497 円
純資産総額(-)	12,336,042,384 円
発行済口数	10,299,365,281 口
1口当たり純資産額(/)	1.1977 円

(参考) 海外コモディティインデックス(ヘッジなし)マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	19,948,228 円
負債総額	円
純資産総額(-)	19,948,228 円
発行済口数	30,466,099 口
1口当たり純資産額(/)	0.6548 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・ 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・ 前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・ 前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成25年2月末現在	資本金	17,363,045,900円
	発行可能株式総数	230,000,000株
	発行済株式総数	197,012,500株

過去5年間における主な資本金の増減

年月日	変更後（変更前）
平成20年6月23日	16,403,045,900円（16,287,728,400円）
平成21年10月1日	17,363,045,900円（16,403,045,900円）

(2) 会社の意思決定機関

・株主総会

株主総会は、取締役・監査役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行ないます。

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。

当社の取締役会は10名以内の取締役で構成され、取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、代表取締役若干名を選定します。

・監査役会

当社の監査役会は5名以内の監査役で構成され、監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定します。

（平成25年2月末現在）

(3) 運用の意思決定プロセス

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用に関するリスク・パフォーマンスの評価と分析および法令など遵守状況のモニタリングとリスクの管理については、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

（平成25年2月末現在）

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、平成25年2月末現在の投資信託などは次の通りです。

種 類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	437	84,545
株式投資信託	372	67,102
単位型	43	938
追加型	329	66,164
公社債投資信託	65	17,442
単位型	48	529
追加型	17	16,912
投資法人合計	1	35

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第53期事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第52期 (平成23年 3月31日)		第53期 (平成24年 3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金	3	21,290	3	17,352
前払費用		330		332
未収入金		4		1
未収委託者報酬		6,173		5,872
未収収益	3	422	3	543
関係会社短期貸付金		-		33
立替金		504		1,094
繰延税金資産		1,142		1,084
その他	2	30	2	30
流動資産合計		29,897		26,345
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	67	1	66
器具備品	1	147	1	137
有形固定資産合計		215		203
無形固定資産				
ソフトウェア		101		72
無形固定資産合計		101		72
投資その他の資産				
投資有価証券		7,030		3,002
関係会社株式		16,225		24,320
関係会社長期貸付金		60		60
長期差入保証金		962		774
繰延税金資産		868		723
投資その他の資産合計		25,147		28,880
固定資産合計		25,463		29,156
資産合計		55,361		55,502

	第52期 (平成23年3月31日)		第53期 (平成24年3月31日)	
負債の部				
流動負債				
預り金		150		194
未払金		3,354		3,086
未払収益分配金		8		7
未払償還金		181		129
未払手数料	3	2,870	3	2,486
その他未払金		294		462
未払費用	3	3,253	3	2,807
未払法人税等		945		1,295
未払消費税等		108		281
賞与引当金		2,149		2,039
役員賞与引当金		237		105
流動負債合計		10,199		9,809
固定負債				
退職給付引当金		818		907
その他		55		55
固定負債合計		874		963
負債合計		11,073		10,773
純資産の部				
株主資本				
資本金		17,363		17,363
資本剰余金				
資本準備金		5,220		5,220
その他資本剰余金		4		-
資本剰余金合計		5,225		5,220
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		21,703		22,172
利益剰余金合計		21,703		22,172
自己株式		68		68
株主資本合計		44,224		44,687
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		63		42
評価・換算差額等合計		63		42
純資産合計		44,287		44,729
負債純資産合計		55,361		55,502

（ 2 ） 【 損益計算書 】

(単位：百万円)

	第52期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	第53期 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	52,650	56,698
その他営業収益	2,581	2,025
営業収益合計	55,231	58,724
営業費用		
支払手数料	26,518	29,251
広告宣伝費	803	673
公告費	13	3
調査費	11,373	11,397
調査費	698	719
委託調査費	10,654	10,660
図書費	20	18
委託計算費	335	348
営業雑経費	557	577
通信費	176	206
印刷費	287	247
協会費	41	43
諸会費	8	9
その他	43	70
営業費用計	39,601	42,252
一般管理費		
給料	7,045	6,991
役員報酬	239	237
役員賞与引当金繰入額	237	105
給料・手当	4,391	4,508
賞与	27	101
賞与引当金繰入額	2,149	2,039
交際費	73	74
寄付金	140	111
旅費交通費	389	328
租税公課	133	145
不動産賃借料	921	749
退職給付費用	305	307
退職金	12	8
固定資産減価償却費	175	143
諸経費	2,953	3,110
一般管理費計	12,149	11,971
営業利益	3,480	4,500

	第52期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		第53期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
営業外収益				
受取利息		2		15
受取配当金	1	1,071	1	757
有価証券償還益		29		19
時効成立分配金・償還金		8		35
その他		10		18
営業外収益合計		1,121		846
営業外費用				
支払利息		10		10
時効成立後支払分配金・償還金		34		77
支払源泉所得税		106		74
為替差損		1		35
弁護士報酬等		-		180
その他		0		4
営業外費用合計		153		381
経常利益		4,448		4,965
特別利益				
投資有価証券売却益		49		1
子会社投資損失引当金戻入額		576		-
その他		23		-
特別利益合計		649		1
特別損失				
投資有価証券売却損		0		0
固定資産処分損		4		6
役員退職一時金		-		369
過年度敷金償却費用		58		-
特別損失合計		62		376
税引前当期純利益		5,034		4,590
法人税、住民税及び事業税		1,134		1,795
法人税等調整額		705		224
法人税等合計		1,839		2,020
当期純利益		3,195		2,570

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	第52期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	第53期 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	17,363	17,363
当期末残高	17,363	17,363
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	5,220	5,220
当期末残高	5,220	5,220
その他資本剰余金		
当期首残高	4	4
当期変動額		
自己株式の処分	-	4
当期変動額合計	-	4
当期末残高	4	-
資本剰余金合計		
当期首残高	5,225	5,225
当期変動額		
自己株式の処分	-	4
当期変動額合計	-	4
当期末残高	5,225	5,220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	18,814	21,703
当期変動額		
剰余金の配当	305	1,502
当期純利益	3,195	2,570
自己株式の処分	-	599
当期変動額合計	2,889	468
当期末残高	21,703	22,172
利益剰余金合計		
当期首残高	18,814	21,703
当期変動額		
剰余金の配当	305	1,502
当期純利益	3,195	2,570
自己株式の処分	-	599
当期変動額合計	2,889	468
当期末残高	21,703	22,172

	第52期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第53期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
自己株式		
当期首残高	53	68
当期変動額		
自己株式の取得	14	8,700
自己株式の処分	-	8,700
当期変動額合計	14	-
当期末残高	68	68
株主資本合計		
当期首残高	41,349	44,224
当期変動額		
剰余金の配当	305	1,502
当期純利益	3,195	2,570
自己株式の取得	14	8,700
自己株式の処分	-	8,095
当期変動額合計	2,874	463
当期末残高	44,224	44,687
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	121	63
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	57	21
当期変動額合計	57	21
当期末残高	63	42
評価・換算差額等合計		
当期首残高	121	63
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	57	21
当期変動額合計	57	21
当期末残高	63	42
純資産合計		
当期首残高	41,470	44,287
当期変動額		
剰余金の配当	305	1,502
当期純利益	3,195	2,570
自己株式の取得	14	8,700
自己株式の処分	-	8,095
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	57	21
当期変動額合計	2,817	441
当期末残高	44,287	44,729

重要な会計方針

第53期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 4年～5年 器具備品 4年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>
3 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。</p>
4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。</p>

追加情報

第53期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
<p>「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」等の適用 当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。</p>	

注記事項

（貸借対照表関係）

第52期 (平成23年3月31日)	第53期 (平成24年3月31日)
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 971百万円</p> <p>器具備品 571百万円</p> <p>2 信託資産</p> <p>その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。なお、野村信託銀行株式会社は平成22年7月20日付でNCT信託銀行株式会社を合併しております。</p> <p>3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。</p> <p>(流動資産)</p> <p>現金・預金 10,013百万円</p> <p>未収収益 31百万円</p> <p>(流動負債)</p> <p>未払手数料 24百万円</p> <p>未払費用 226百万円</p> <p>4 保証債務</p> <p>当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務112百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソン タワーアソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務177百万円に対して保証を行っております。</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 1,012百万円</p> <p>器具備品 590百万円</p> <p>2 信託資産</p> <p>その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。</p> <p>3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。</p> <p>(流動資産)</p> <p>現金・預金 5,802百万円</p> <p>未収収益 217百万円</p> <p>(流動負債)</p> <p>未払手数料 42百万円</p> <p>未払費用 259百万円</p> <p>4 保証債務</p> <p>当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務110百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソン タワーアソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務138百万円に対して保証を行っております。</p>

（損益計算書関係）

第52期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	第53期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
<p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p>受取配当金 1,066百万円</p>	<p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p>受取配当金 743百万円</p>

（株主資本等変動計算書関係）

第52期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	197,012,500	-	-	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	85,000	24,600	-	109,600

（注）自己株式の増加は、自己株式の取得であります。

3 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	平成21年度 ストックオプション(1)	普通株式	19,559,100	-	231,000	19,328,100	-
	平成21年度 ストックオプション(2)	普通株式	-	1,702,800	-	1,702,800	-
	平成22年度 ストックオプション(1)	普通株式	-	2,310,000	-	2,310,000	-
合計			19,559,100	4,012,800	231,000	23,340,900	-

- （注）1 平成21年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。
 2 平成21年度ストックオプション(2)の増加は、新株予約権の発行によるものであります。
 3 平成22年度ストックオプション(1)の増加は、新株予約権の発行によるものであります。
 4 平成21年度ストックオプション(1)、平成21年度ストックオプション(2)及び平成22年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年5月20日 取締役会	普通株式	305	1.55	平成22年3月31日	平成22年6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年5月23日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,502	7.63	平成23年3月31日	平成23年6月22日

第53期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	197,012,500	-	-	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	109,600	14,283,400	14,283,400	109,600

(注) 自己株式の増加は、自己株式の取得であり、自己株式の減少は、自己株式の処分であります。

3 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	平成21年度ストックオプション(1)	普通株式	19,328,100	-	112,200	19,215,900	-
	平成21年度ストックオプション(2)	普通株式	1,702,800	-	26,400	1,676,400	-
	平成22年度ストックオプション(1)	普通株式	2,310,000	-	-	2,310,000	-
	第1回新株予約権	普通株式	-	2,955,200	-	2,955,200	-
	平成23年度ストックオプション(1)	普通株式	-	6,101,700	9,900	6,091,800	-
合計			23,340,900	9,056,900	148,500	32,249,300	-

(注) 1 平成21年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。

2 平成21年度ストックオプション(2)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。

3 第1回新株予約権の増加は、新株予約権の発行によるものであります。第1回新株予約権の新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権の行使に関する通知が当社に提出された日における、当社の発行済株式数×0.25%に6を乗じた数で算出され、当事業年度末の発行済株式に基づき算出しております。

4 平成23年度ストックオプション(1)の増加は、新株予約権の発行によるものであり、減少は新株予約権の失効によるものであります。

5 平成21年度ストックオプション(1)9,837,300株、平成21年度ストックオプション(2)871,200株、平成22年度ストックオプション(1)1,155,000株、第1回新株予約権2,955,200株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、平成23年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来していません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年5月23日 取締役会	普通株式	1,502	7.63	平成23年3月31日	平成23年6月22日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年5月28日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,468	7.46	平成24年3月31日	平成24年6月19日

(リース取引関係)

第52期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		第53期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	731百万円	1年内	740百万円
1年超	2,234百万円	1年超	1,548百万円
合計	2,966百万円	合計	2,288百万円

(金融商品関係)

第52期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されております。営業債権である未収委託者報酬、未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関しては、短期間の取引が想定される金融機関の場合を除き、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図って

おります。

市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。これらの結果、当社の財政状態、経営成績に与える影響が著しいと判断される場合には、必要に応じて、ヘッジ取引規程に則り、それを回避する目的で、ヘッジ取引を行うことが可能であります。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額()	時価()	差額
(1) 現金及び預金	21,290	21,290	-
(2) 未収委託者報酬	6,173	6,173	-
(3) 未収収益	422	422	-
(4) 投資有価証券 その他有価証券	6,882	6,882	-
(5) 関係会社株式 子会社株式	1,404	1,672	268
(6) 未払金	(3,354)	(3,354)	-
(7) 未払費用	(3,253)	(3,253)	-

()負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券及び(5) 関係会社株式

これらの時価について、株式は市場価格、投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額147百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（貸借対照表計上額11,928百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)関係会社株式」には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	21,290	-	-	-
未収委託者報酬	6,173	-	-	-
未収収益	422	-	-	-
投資有価証券 投資信託	-	5,733	556	421
合計	27,885	5,733	556	421

第53期(自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されております。営業債権である未収委託者報酬、未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関しては、短期間の取引が想定される金融機関の場合を除き、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。これらの結果、当社の財政状態、経営成績に与える影響が著しいと判断される場合には、必要に応じて、ヘッジ取引規程に則り、それを回避する目的で、ヘッジ取引を行うことが可能であります。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額()	時価()	差額
(1) 現金及び預金	17,352	17,352	-
(2) 未収委託者報酬	5,872	5,872	-
(3) 未収収益	543	543	-
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	2,854	2,854	-
(5) 関係会社株式			
関連会社株式	1,404	1,615	210
(6) 未払金	(3,086)	(3,086)	-
(7) 未払費用	(2,807)	(2,807)	-

()負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券及び(5) 関係会社株式

これらの時価について、株式は市場価格、投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額147百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（貸借対照表計上額20,023百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)関係会社株式」には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	17,352	-	-	-
未収委託者報酬	5,872	-	-	-
未収収益	543	-	-	-
投資有価証券				
投資信託	-	362	479	439
合計	23,768	362	479	439

(有価証券関係)

第52期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	1,404	1,672	268
合計	1,404	1,672	268

(注) 子会社株式(貸借対照表計上額11,928百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額2,892百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

2 その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	31	7	24
	その他	5,560	5,363	196
	小計	5,591	5,370	220
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	1,291	1,404	113
	小計	1,291	1,404	113
合計		6,882	6,775	107

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 非上場株式等(貸借対照表計上額147百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	144	49	0
合計	144	49	0

第53期(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
関連会社株式	1,404	1,615	210
合 計	1,404	1,615	210

(注) 子会社株式（貸借対照表計上額20,023百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取 得 原 価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	35	7	28
	そ の 他	1,177	999	177
	小 計	1,212	1,006	206
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	そ の 他	1,642	1,784	141
	小 計	1,642	1,784	141
合 計		2,854	2,790	64

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 147百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種 類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	112	1	0
合 計	112	1	0

(持分法損益等)

第52期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	第53期 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円) (1) 関連会社に対する投資の金額 2,892 (2) 持分法を適用した場合の投資の金額 4,703 (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,054	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円) (1) 関連会社に対する投資の金額 4,407 (2) 持分法を適用した場合の投資の金額 6,834 (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 927

(退職給付関係)

第52期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	第53期 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)																																																
<p>1 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュ バランスプラン型退職金制度を設けております。</p> <p>2 退職給付債務に関する事項 (単位：百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">イ 退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">890</td> </tr> <tr> <td>ロ 未積立退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">890</td> </tr> <tr> <td>ハ 未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">72</td> </tr> <tr> <td>ニ 退職給付引当金残高</td> <td style="text-align: right;">818</td> </tr> </table> <p>3 退職給付費用に関する事項 (単位：百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">イ 勤務費用</td> <td style="text-align: right;">95</td> </tr> <tr> <td>ロ 利息費用</td> <td style="text-align: right;">14</td> </tr> <tr> <td>ハ 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">30</td> </tr> <tr> <td>ニ 確定拠出型企業年金への掛金</td> <td style="text-align: right;">165</td> </tr> <tr> <td>ホ 退職給付費用合計</td> <td style="text-align: right;">305</td> </tr> </table> <p>4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">イ 退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="text-align: right;">勤続期間比例</td> </tr> <tr> <td>ロ 割引率</td> <td style="text-align: right;">1.6%</td> </tr> <tr> <td>ハ 数理計算上の差異の処理年数</td> <td style="text-align: right;">10年</td> </tr> </table>	イ 退職給付債務	890	ロ 未積立退職給付債務	890	ハ 未認識数理計算上の差異	72	ニ 退職給付引当金残高	818	イ 勤務費用	95	ロ 利息費用	14	ハ 数理計算上の差異の費用処理額	30	ニ 確定拠出型企業年金への掛金	165	ホ 退職給付費用合計	305	イ 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例	ロ 割引率	1.6%	ハ 数理計算上の差異の処理年数	10年	<p>1 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュ バランスプラン型退職金制度を設けております。</p> <p>2 退職給付債務に関する事項 (単位：百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">イ 退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">985</td> </tr> <tr> <td>ロ 未積立退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">985</td> </tr> <tr> <td>ハ 未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">77</td> </tr> <tr> <td>ニ 退職給付引当金残高</td> <td style="text-align: right;">907</td> </tr> </table> <p>3 退職給付費用に関する事項 (単位：百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">イ 勤務費用</td> <td style="text-align: right;">97</td> </tr> <tr> <td>ロ 利息費用</td> <td style="text-align: right;">14</td> </tr> <tr> <td>ハ 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">27</td> </tr> <tr> <td>ニ 確定拠出型企業年金への掛金</td> <td style="text-align: right;">168</td> </tr> <tr> <td>ホ 退職給付費用合計</td> <td style="text-align: right;">307</td> </tr> </table> <p>4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">イ 退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="text-align: right;">勤続期間比例</td> </tr> <tr> <td>ロ 割引率</td> <td style="text-align: right;">1.4%</td> </tr> <tr> <td>ハ 数理計算上の差異の処理年数</td> <td style="text-align: right;">10年</td> </tr> </table>	イ 退職給付債務	985	ロ 未積立退職給付債務	985	ハ 未認識数理計算上の差異	77	ニ 退職給付引当金残高	907	イ 勤務費用	97	ロ 利息費用	14	ハ 数理計算上の差異の費用処理額	27	ニ 確定拠出型企業年金への掛金	168	ホ 退職給付費用合計	307	イ 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例	ロ 割引率	1.4%	ハ 数理計算上の差異の処理年数	10年
イ 退職給付債務	890																																																
ロ 未積立退職給付債務	890																																																
ハ 未認識数理計算上の差異	72																																																
ニ 退職給付引当金残高	818																																																
イ 勤務費用	95																																																
ロ 利息費用	14																																																
ハ 数理計算上の差異の費用処理額	30																																																
ニ 確定拠出型企業年金への掛金	165																																																
ホ 退職給付費用合計	305																																																
イ 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例																																																
ロ 割引率	1.6%																																																
ハ 数理計算上の差異の処理年数	10年																																																
イ 退職給付債務	985																																																
ロ 未積立退職給付債務	985																																																
ハ 未認識数理計算上の差異	77																																																
ニ 退職給付引当金残高	907																																																
イ 勤務費用	97																																																
ロ 利息費用	14																																																
ハ 数理計算上の差異の費用処理額	27																																																
ニ 確定拠出型企業年金への掛金	168																																																
ホ 退職給付費用合計	307																																																
イ 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例																																																
ロ 割引率	1.4%																																																
ハ 数理計算上の差異の処理年数	10年																																																

（ストックオプション等関係）

第52期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 271名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 48名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)	普通株式 19,724,100株	普通株式 1,702,800株
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利確定条件	平成24年1月22日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成24年1月22日から 平成32年1月21日まで	同左

	平成22年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 1名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)	普通株式 2,310,000株
付与日	平成22年8月20日
権利確定条件	平成24年1月22日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成24年1月22日から 平成32年1月21日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

ストックオプション（新株予約権）の数

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年 2 月 8 日	平成22年 8 月20日
権利確定前(株)		
期首	19,559,100	-
付与	0	1,702,800
失効	231,000	0
権利確定	0	0
権利未確定残	19,328,100	1,702,800
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

	平成22年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年 8 月20日
権利確定前(株)	
期首	-
付与	2,310,000
失効	0
権利確定	0
権利未確定残	2,310,000
権利確定後(株)	
期首	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
権利未行使残	-

(注) 株式数に換算して記載しております。

単価情報

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年 2 月 8 日	平成22年 8 月20日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

	平成22年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年 8 月20日
権利行使価格(円)	625
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値(取引事例比準法による評価額と行使価格との差額)の見積りに
よっております。

2 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 - 百万円

第53期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 271名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 48名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)	普通株式 19,724,100株	普通株式 1,702,800株
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利確定条件	平成24年1月22日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成24年1月22日から 平成32年1月21日まで	同左

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 1名	当社の従業員 186名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)	普通株式 2,310,000株	普通株式 6,101,700株
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日
権利確定条件	平成24年1月22日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	平成25年10月7日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成24年1月22日から 平成32年1月21日まで	平成25年10月7日から 平成33年10月6日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

ストックオプション（新株予約権）の数

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利確定前(株)		
期首	19,328,100	1,702,800
付与	0	0
失効	112,200	26,400
権利確定	0	0
権利未確定残	19,215,900	1,676,400
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日
権利確定前(株)		
期首	2,310,000	-
付与	0	6,101,700
失効	0	9,900
権利確定	0	0
権利未確定残	2,310,000	6,091,800
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

(注) 株式数に換算して記載しております。

単価情報

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年 2 月 8 日	平成22年 8 月20日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価(円) (注) 1	0	0

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年 8 月20日	平成23年10月7日
権利行使価格(円)	625	737 (注) 3
付与日における公正な評価単価(円) (注) 1	0	0

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（取引事例比準法による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 - 百万円

3 株式公開価格が737円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するよう調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

(税効果会計関係)

第52期 (平成23年3月31日)	第53期 (平成24年3月31日)
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <p>繰延税金資産(流動)</p> <p>賞与引当金繰入超過額 886</p> <p>その他 255</p> <hr style="width: 100px; margin-left: auto; margin-right: 0;"/> <p style="text-align: right;">1,142</p> <p>繰延税金資産(固定)</p> <p>投資有価証券等評価損 60</p> <p>関係会社株式評価損 185</p> <p>退職給付引当金超過額 333</p> <p>固定資産減価償却超過額 234</p> <p>その他 99</p> <hr style="width: 100px; margin-left: auto; margin-right: 0;"/> <p style="text-align: right;">912</p> <p>繰延税金資産合計 2,054</p> <p>繰延税金負債(固定)</p> <p>その他有価証券評価差額金 43</p> <p>繰延税金負債合計 43</p> <p>繰延税金資産の純額 2,010</p> <hr style="width: 100px; margin-left: auto; margin-right: 0;"/>	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <p>繰延税金資産(流動)</p> <p>賞与引当金繰入超過額 775</p> <p>その他 309</p> <hr style="width: 100px; margin-left: auto; margin-right: 0;"/> <p style="text-align: right;">1,084</p> <p>繰延税金資産(固定)</p> <p>投資有価証券等評価損 52</p> <p>関係会社株式評価損 205</p> <p>退職給付引当金超過額 329</p> <p>固定資産減価償却超過額 190</p> <p>その他 28</p> <hr style="width: 100px; margin-left: auto; margin-right: 0;"/> <p style="text-align: right;">806</p> <p>繰延税金資産小計 1,890</p> <p>評価性引当金 61</p> <hr style="width: 100px; margin-left: auto; margin-right: 0;"/> <p>繰延税金資産合計 1,829</p> <p>繰延税金負債(固定)</p> <p>その他有価証券評価差額金 22</p> <p>繰延税金負債合計 22</p> <p>繰延税金資産の純額 1,807</p> <hr style="width: 100px; margin-left: auto; margin-right: 0;"/>
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率 40.6%</p> <p>(調整)</p> <p>交際費等永久に損金に算入されない項目 2.7%</p> <p>受取配当金等永久に益金に算入されない項目 7.3%</p> <p>海外子会社の留保利益の影響額等 0.5%</p> <hr style="width: 100px; margin-left: auto; margin-right: 0;"/> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 36.5%</p>	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率 40.6%</p> <p>(調整)</p> <p>交際費等永久に損金に算入されない項目 2.5%</p> <p>受取配当金等永久に益金に算入されない項目 5.6%</p> <p>税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 3.8%</p> <p>海外子会社の留保利益の影響額等 2.7%</p> <hr style="width: 100px; margin-left: auto; margin-right: 0;"/> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 44.0%</p>

第52期 (平成23年3月31日)	第53期 (平成24年3月31日)
	<p>3 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.0%、平成27年4月1日以降のものについては35.6%にそれぞれ変更されております。</p> <p>その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債を控除した金額）が170百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が174百万円、その他有価証券評価差額金額が4百万円、それぞれ増加しております。</p>

（関連当事者情報）

第52期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	住友信託銀行株式会社	大阪市中央区	342,037	信託銀行業	(被所有) 直接 98.60 (注)2	投資信託受益証券の募集販売	信託約款に定める受益者に対する収益分配金及び償還金の支払委託に係る代行手数料の支払(注)1	308	未払手数料	24

上記の金額のうち、取引金額には消費税が含まれておらず、未払手数料の期末残高には消費税が含まれております。

(注) 1 取引条件及び取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち委託者報酬分を、市場価格を勘案し両者協議の上配分を合理的に決定しております。

2 議決権等の被所有割合は、自己株式（109,600株）を控除して計算しております。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千SGD)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)
子会社	Nikko Asset Management Singapore Limited	シンガポール国	115,000	アセットマネジメント業	直接 100.00	-	増資の引受(注)1	7,351

(注) 1 取引条件及び取引条件の決定方針等

Nikko Asset Management Singapore Limitedの行った112,500千株の新株発行増資を、1株につき1シンガポールドルで当社が引受けたものであります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

住友信託銀行株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成22年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	9,325百万円
負債合計	1,342百万円
純資産合計	7,982百万円

営業収益	9,228百万円
税引前当期純利益	3,523百万円
当期純利益	2,729百万円

第53期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	住友信託銀行株式会社(注)3	大阪市中央区	342,037	信託銀行業	(被所有) 直接 91.34 (注)2	投資信託受益証券の募集販売	自己株式の取得(注)1	8,700	-	-

上記の金額のうち、取引金額には消費税が含まれておりません。

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 当社株式14,283,400株を1株につき609.10円で取得したものであります。
- 2 議決権等の被所有割合は、自己株式(109,600株)を控除して計算しております。
- 3 住友信託銀行株式会社は、平成24年4月1日付で中央三井信託銀行株式会社及び中央三井アセット信託銀行株式会社を吸収合併し、三井住友信託銀行株式会社に社名を変更しております。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所 有) 割合(%)	関連当事 者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残 高(百万 円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール 国	252,000	アセットマ ネジメント 業	直接 100.00	-	増資の引受 (注1)	8,095	-	-
							株式売買代金 相当額の引受 (注2)	8,095	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- Nikko Asset Management Singapore Limitedの行った137,000,000株の新株発行増資を、1株につき1シンガポールドルで当社が引受けたものであります。なお、Nikko Asset Management Singapore Limitedは、当事業年度中にNikko Asset Management International Limited に社名を変更しております。
- DBS Asset Management Ltd（現社名Nikko Asset Management Asia Limited）株式の売買代金相当額をNikko Asset Management Singapore Limited（現社名Nikko Asset Management International Limited）から当社が受領したものであります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

住友信託銀行株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成23年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	9,309百万円
負債合計	1,103百万円
純資産合計	8,206百万円
営業収益	7,961百万円
税引前当期純利益	2,868百万円
当期純利益	2,181百万円

（セグメント情報等）

セグメント情報

第52期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第53期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第52期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第53期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第52期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

第53期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第52期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

第53期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第52期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

第53期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

（ 1株当たり情報 ）

	第52期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	第53期 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
1株当たり純資産額	224円92銭	227円16銭
1株当たり当期純利益金額	16円22銭	13円09銭

(注) 1 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第52期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	第53期 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益（百万円）	3,195	2,570
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（百万円）	3,195	2,570
普通株式の期中平均株式数（千株）	196,926	196,278
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成21年度ストックオプション(1) 19,328,100株、平成21年度ストックオプション(2) 1,702,800株、平成22年度ストックオプション(1) 2,310,000株	平成21年度ストックオプション(1) 19,215,900株、平成21年度ストックオプション(2) 1,676,400株、平成22年度ストックオプション(1) 2,310,000株、第1回新株予約権2,955,200株、平成23年度ストックオプション(1) 6,091,800株

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第52期 (平成23年 3月31日)	第53期 (平成24年 3月31日)
純資産の部の合計額（百万円）	44,287	44,729
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	-	-
普通株式に係る期末の純資産額（百万円）	44,287	44,729
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（千株）	196,903	196,903

（ 重要な後発事象 ）

該当事項はありません。

- 1 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

- 2 金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第54期中間会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。
なお、当社の監査法人は次のとおり、交代しております。
第53期事業年度 あらた監査法人
第54期中間会計期間 有限責任 あずさ監査法人

中間財務諸表等

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

第54期中間会計期間
(平成24年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	14,955
未収委託者報酬	4,974
未収収益	529
関係会社短期貸付金	63
繰延税金資産	473
その他	2
流動資産合計	22,092
固定資産	
有形固定資産	1
無形固定資産	73
投資その他の資産	
投資有価証券	3,794
関係会社株式	24,340
関係会社長期貸付金	313
長期差入保証金	770
繰延税金資産	779
投資その他の資産合計	29,996
固定資産合計	30,279
資産合計	52,371

(単位：百万円)

第54期中間会計期間
(平成24年9月30日)

負債の部	
流動負債	
未払金	2,741
未払費用	2,622
未払法人税等	124
未払消費税等	3 112
賞与引当金	810
役員賞与引当金	105
その他	291
流動負債合計	6,807
固定負債	
退職給付引当金	952
その他	55
固定負債合計	1,007
負債合計	7,814
純資産の部	
株主資本	
資本金	17,363
資本剰余金	
資本準備金	5,220
資本剰余金合計	5,220
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	22,055
利益剰余金合計	22,055
自己株式	68
株主資本合計	44,571
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	14
評価・換算差額等合計	14
純資産合計	44,585
負債純資産合計	52,371

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

		第54期中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)
営業収益		
委託者報酬		24,943
その他営業収益		928
営業収益合計		25,872
営業費用及び一般管理費	1	24,332
営業利益		1,540
営業外収益	2	577
営業外費用	3	70
経常利益		2,047
特別損失	4	1
税引前中間純利益		2,046
法人税、住民税及び事業税		106
法人税等調整額		586
中間純利益		1,352

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

		第54期中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高		17,363
当中間期末残高		17,363
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高		5,220
当中間期末残高		5,220
資本剰余金合計		
当期首残高		5,220
当中間期末残高		5,220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高		22,172
当中間期変動額		
剰余金の配当		1,468
中間純利益		1,352
当中間期変動額合計		116
当中間期末残高		22,055
利益剰余金合計		
当期首残高		22,172
当中間期変動額		
剰余金の配当		1,468
中間純利益		1,352
当中間期変動額合計		116
当中間期末残高		22,055

(単位：百万円)

第54期中間会計期間
 (自 平成24年 4月 1日
 至 平成24年 9月30日)

自己株式	
当期首残高	68
当中間期末残高	68
株主資本合計	
当期首残高	44,687
当中間期変動額	
剰余金の配当	1,468
中間純利益	1,352
当中間期変動額合計	116
当中間期末残高	44,571
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	42
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	56
当中間期変動額合計	56
当中間期末残高	14
評価・換算差額等合計	
当期首残高	42
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	56
当中間期変動額合計	56
当中間期末残高	14
純資産合計	
当期首残高	44,729
当中間期変動額	
剰余金の配当	1,468
中間純利益	1,352
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	56
当中間期変動額合計	172
当中間期末残高	44,556

会計方針の変更等

<p>第54期中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)</p>
<p>(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当社は、法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成24年 4月 1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 この変更による当中間会計期間の損益に与える影響は軽微であります。</p>

重要な会計方針

項目	第54期中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>有価証券 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 中間決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 総平均法による原価法</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>
3 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p>
4 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処理しております。</p>

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第54期中間会計期間 (平成24年9月30日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額	1,625百万円
2 信託資産	
その他流動資産のうち30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。	
3 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。	
4 保証債務	
当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務91百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソンタワー アソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務37百万円に対して保証を行っております。	

（中間損益計算書関係）

第54期中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	44百万円
無形固定資産	12百万円
2 営業外収益のうち主要なもの	
受取利息	4百万円
受取配当金	570百万円
3 営業外費用のうち主要なもの	
支払利息	9百万円
時効成立後支払分配金・償還金	1百万円
支払源泉所得税	55百万円
4 特別損失のうち主要なもの	
固定資産処分損	1百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第54期中間会計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	197,012,500	-	-	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	109,600	-	-	109,600

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計期間末残高(百万円)
		当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末	
平成21年度ストックオプション(1)	普通株式	19,215,900	-	2,237,400	16,978,500	-
平成21年度ストックオプション(2)	普通株式	1,676,400	-	49,500	1,626,900	-
平成22年度ストックオプション(1)	普通株式	2,310,000	-	-	2,310,000	-
第1回新株予約権	普通株式	2,955,200	-	-	2,955,200	-
平成23年度ストックオプション(1)	普通株式	6,091,800	-	158,400	5,933,400	-
合計		32,249,300	-	2,445,300	29,804,000	-

(注) 1 平成21年度ストックオプション(1)、平成21年度ストックオプション(2)及び平成23年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。

2 平成21年度ストックオプション(1)9,837,300株、平成21年度ストックオプション(2)871,200株、平成22年度ストックオプション(1)1,155,000株及び第1回新株予約権2,955,200株は、当中間会計期間末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、平成23年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年5月28日取締役会	普通株式	1,468	7.46	平成24年3月31日	平成24年6月19日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの該当事項はありません。

(リース取引関係)

第54期中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	
オペレーティング・リース取引	
解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	740百万円
1年超	1,178百万円
合計	1,918百万円

(金融商品関係)

第54期中間会計期間(平成24年9月30日)

1 金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日(当中間決算日)における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注)2をご参照ください。)

(単位:百万円)

	中間貸借対照表 計上額()	時価()	差額
(1) 現金及び預金	14,955	14,955	-
(2) 未収委託者報酬	4,974	4,974	-
(3) 未収収益	529	529	-
(4) 投資有価証券 その他有価証券	3,646	3,646	-
(5) 関係会社株式 関連会社株式	1,404	1,523	119
(6) 未払金	(2,741)	(2,741)	-
(7) 未払費用	(2,622)	(2,622)	-

()負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券及び(5) 関係会社株式

これらの時価について、株式は市場価格、投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 非上場株式等(中間貸借対照表計上額147百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式(中間貸借対照表計上額20,042百万円)及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額2,892百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)関係会社株式」には含めておりません。

（有価証券関係）

第54期中間会計期間(平成24年9月30日)

1 子会社株式及び関連会社株式

（単位：百万円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
関連会社株式	1,404	1,523	119
合計	1,404	1,523	119

（注）子会社株式（中間貸借対照表計上額20,042百万円）及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

2 その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	29	7	22
	その他	1,670	1,505	165
	小計	1,700	1,512	187
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	その他	1,946	2,157	211
	小計	1,946	2,157	211
	合計	3,646	3,670	23

（注）1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当中間会計期間については、該当ございません。

2 非上場株式等（中間貸借対照表計上額 147百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（持分法損益等）

第54期中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等	
(1) 関連会社に対する投資の金額	4,297百万円
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	6,089百万円
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	323百万円

（ストックオプション等関係）

第54期中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

第54期中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載していません。

関連情報

第54期中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載していません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載していません。

（ 1株当たり情報 ）

項目	第54期中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
1株当たり純資産額	226円28銭
1株当たり中間純利益金額	6円86銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株予約権等の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第54期中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	
中間純利益（百万円）	1,352
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-
普通株式に係る中間純利益（百万円）	1,352
普通株式の期中平均株式数（千株）	196,903
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成21年度ストックオプション（1）16,978,500株、平成21年度ストックオプション（2）1,626,900株、平成22年度ストックオプション（1）2,310,000株、第1回新株予約権2,955,200株、平成23年度ストックオプション（1）5,933,400株

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第54期中間会計期間 (平成24年9月30日)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額（百万円）	44,556
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	-
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額（百万円）	44,556
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数（千株）	196,903

（ 重要な後発事象 ）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (平成24年9月末現在)	事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成24年9月末現在)	事業の内容
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) 投資顧問会社

名 称	資本金の額 (平成24年12月末現在)	事業の内容
日興グローバルラップ株式会社	1,499百万円	資産運用に関する業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行いません。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行いません。

(3) 投資顧問会社

投資対象とする各投資信託証券の組入比率について投資助言を行いません。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。
- (2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。
委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日
ファンドの基本的性格など
委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など
委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など
目論見書の使用開始日
- (3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。
投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。
「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。
「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。
請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。
請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。
「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。
商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。
投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。
有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。
委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。
- (4) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (5) 目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」、「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (6) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用することがあります。
- (7) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (8) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。
投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
分配金は、投資信託の純資産から支払われるので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がる旨。分配金は、計算期間中に発生した運用収益を超えて支払われる場合がある旨。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する旨の記載。

独立監査人の監査報告書

平成25年3月27日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 佐々木 貴 司
業務執行社員

指定社員 公認会計士 和 田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興ストラテジック・アロケーション・ファンド（代替資産）の平成24年8月16日から平成25年2月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興ストラテジック・アロケーション・ファンド（代替資産）の平成25年2月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月15日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 佐々木 貴 司
業務執行社員

指定社員 公認会計士 辻 村 和 之
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第53期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続きが実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月7日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽太典明指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋宗勝彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第54期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。